

環境に配慮した運搬制度（エコ運搬制度） 取組実施の手引き

川崎市では、さらなる大気環境の改善を目指し、NOx 削減による地域環境対策と CO₂ 削減による地球環境対策を同時に推進する施策として、「環境に配慮した運搬制度（エコ運搬制度）」を導入しました。

この手引きは、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」（以下「市条例」といいます。）に基づく“エコ運搬制度”に関して、制度及び取組内容、報告書の作成、提出方法などを解説したものです。

令和8年4月
川崎市

川崎市からのお願い

川崎市の条例により、川崎市内の事業者には、運送事業者や取引先事業者に対してエコ運搬の実施を要請する義務（または努力義務）が課せられています。

自動車由来の窒素酸化物及び二酸化炭素の更なる削減のため、川崎市内の事業者から要請がありましたら、エコ運搬の実施についてご協力をよろしくお願いいたします。

Q. エコ運搬制度とは？

A. 川崎市の条例（川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例）に定められている制度です。市内の荷主^{※1}及び荷受人^{※2}が、自己の主たる事業に係る貨物や廃棄物（以下「貨物等^{※3}」）の運搬や購入などを行う際、運送事業者や取引先事業者に対し、エコ運搬の実施を書面等で要請する制度のことです（対象自動車を使用されない場合を除きます^{※4}）。

- ※1 本制度では「荷主」とは貨物等を搬出する事業者のことをいいます。そのため、倉庫業者なども出庫の際には「荷主」になります。
- ※2 本制度では「荷受人」とは貨物等を搬入する事業者のことをいいます。そのため、倉庫業者なども入庫の際には「荷受人」になります。
- ※3 市条例では、要請対象となる運搬行為を「貨物等」の運搬としており、「貨物等」とは「自己の主たる事業に係る貨物又は廃棄物」のことをいいます。
- ※4 対象自動車とは、1ナンバーのトラック、4ナンバーの小型トラック等（一部、6ナンバーを含む）及び8ナンバーの特種自動車（貨物等の運送の用に供するものに限る）をいいます。そのため、軽自動車、二輪自動車、乗用自動車、バス及び特殊自動車は対象外です。

Q. エコ運搬とは？

A. 貨物等の運搬の際に、次の3項目を実施することをいいます。

- 1 エコドライブ及びエコドライブを行う旨の表示
- 2 自動車NO_x・PM法の車種規制不適合車の不使用
- 3 低公害・低燃費車の積極的な使用

Q. どんな効果があるの？

A. エコ運搬制度により次の効果が期待されます。

- 1 エコドライブの普及や市内走行車両の低公害・低燃費化が進むことで、窒素酸化物及び二酸化炭素の削減に繋がります。
- 2 エコドライブの実施により、交通事故低減に繋がります。

エコ運搬制度へのご理解・ご協力をお願いいたします。

(お問合せ先)

川崎市環境局環境対策部地域環境共創課

電話 044-200-2531 FAX 044-200-3921 メール 30kyoso@city.kawasaki.jp

	頁
1 エコ運搬制度とは	
(1) エコ運搬制度制定の背景	1
(2) エコ運搬制度の概要	3
(3) エコ運搬制度の効果	5
2 要請の対象	7
3 要請の方法	
(1) 契約書を用いて要請する方法	14
(2) 要請票を用いて要請する方法	14
(3) 電磁的記録を用いて要請する方法	15
(4) 要請の頻度について	16
4 エコ運搬の内容について	
(1) エコドライブ及び貨物等の運搬に係る自動車へのエコドライブを行う旨の表示	18
(2) 自動車NO _x ・PM法の車種規制不適合車の不使用	23
(3) 低公害・低燃費車の積極的な使用	24
5 先進的な取組について	26
6 指定荷主及び指定荷受人について	
(1) 指定荷主及び指定荷受人の義務	29
指定荷主及び指定荷受人の該当要件	30
(2) 報告書記載方法	35
件数の数え方	41
7 よくある質問	45
8 様式等	49
9 エコ運搬制度に係る条例・施行規則	52

問合せ窓口

エコ運搬制度についてご不明点などがございましたら、次の連絡先までお問い合わせください。

＜川崎市 環境局環境対策部地域環境共創課＞

電 話 044-200-2531

FAX 044-200-3921

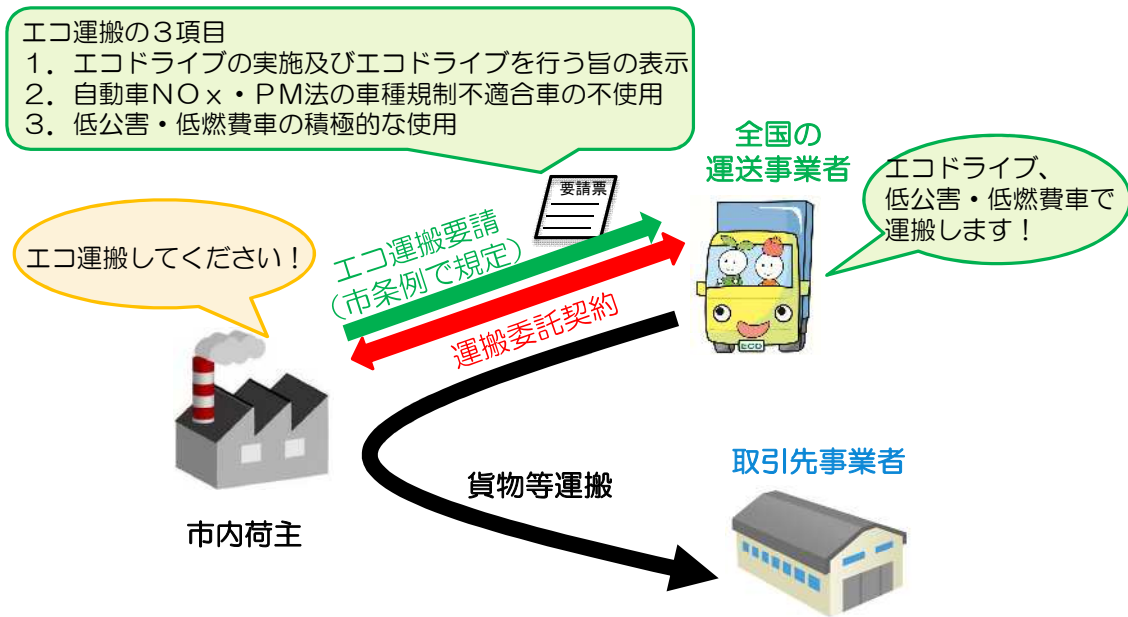
また、次のホームページに、この手引きのほか、様式、パンフレット等も掲載しています。併せてご覧ください。

＜地域環境共創課 エコ運搬制度のホームページ＞

<http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000085528.html>

1 エコ運搬制度とは

エコ運搬制度は「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に定められている制度です。川崎市内の事業者は、川崎市内を発着地として貨物等を運搬させようとするとき、運送事業者や取引先事業者に対して環境に配慮した運搬(エコ運搬)を書面等で要請することが求められます。本制度は、貨物自動車から排出される窒素酸化物 (NO_x) 及び二酸化炭素 (CO₂) の削減を目的としています。



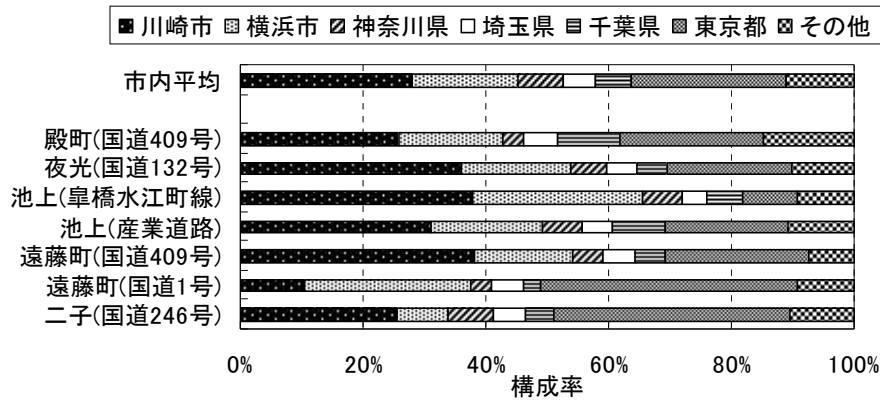
エコ運搬制度のイメージ (出荷の例)

(1) エコ運搬制度制定の背景

大気汚染物質の1つである二酸化窒素 (NO₂) の大気中濃度については、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」で対策目標値が定められています。平成 22 年度までに市内全測定地点において対策目標値を達成することを目指していましたが、池上測定局などの一部の測定地点でそれが困難であると見込まれたため、更なる窒素酸化物 (NO_x) 対策が必要となりました[※]。また、喫緊の問題である地球温暖化対策として、二酸化炭素 (CO₂) の削減が併せて必要です。

※「窒素酸化物」とは窒素の酸化物の総称であり、大気中の窒素酸化物の大部分を「一酸化窒素」と「二酸化窒素」が占めています。

市内における自動車からの NO_x 及び CO₂ の排出量のうち、貨物自動車からの排出量が占める割合は、NO_x では 84%、CO₂ では 56%と高く、また、市内を走行する貨物自動車のうち、市内車両は 3～4割であり、6～7割が市外からの流入車となっています。



市内幹線道路における貨物車の陸運支局区分別構成率

(「平成18年度川崎市大気環境改善対策検討調査報告書」を基に作成)

これら貨物自動車の多くは、市内企業の事業に伴う製品、原材料、廃棄物等の運搬を担っていると考えられるため、自動車からのNOxやCO₂排出量の削減のためには、運送事業者を利用する市内企業の協力により、貨物運搬に関する環境配慮を促す仕組みが必要です。

そこで、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」を改正し、市内企業が主体となり、製品や貨物の出荷、原材料の購入、廃棄物の運搬などの際、運送事業者や取引先事業者に対し、環境に配慮した運搬の実施を書面等で要請する「環境に配慮した運搬制度（エコ運搬制度）」を導入しました。

(2) エコ運搬制度の概要

エコ運搬制度とは、市内事業者が、自己の主たる事業に係る貨物や廃棄物（以下「貨物等」）を運搬させようとするとき、運送事業者や取引先事業者に対して環境に配慮した運搬（＝エコ運搬）の実施を書面等で要請する制度です（対象自動車が使用されない場合を除きます）。

◎ 市内事業者の責務

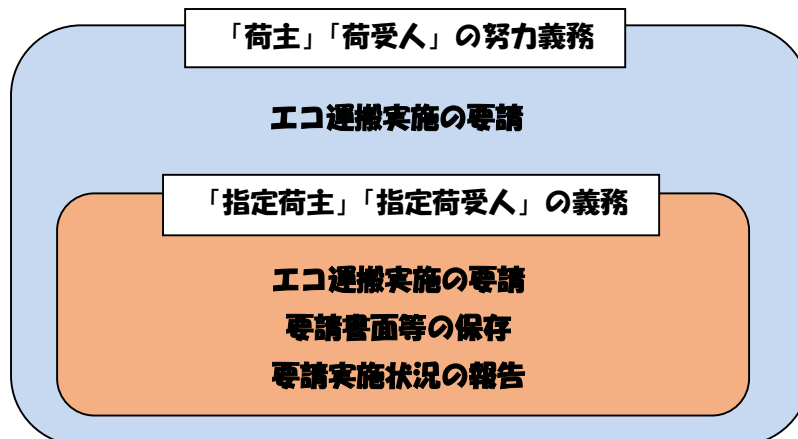
この制度では、市内事業者のうち自己事業所内から貨物等を搬出させようとする者を「荷主」、市内事業者のうち自己事業所内へ貨物等を搬入させようとする者を「荷受人」と定義しています。そして、荷主及び荷受人に対して、運送事業者や取引先事業者へエコ運搬の実施を要請する努力義務を定めています。

また、貨物等の運搬に伴う環境負荷が特に大きいと考えられる荷主又は荷受人で、次に該当する事業者を「指定荷主」及び「指定荷受人」と定義し、エコ運搬実施の要請、要請書面等の保存及び要請実施状況の報告を義務としています。

「指定荷主」「指定荷受人」の該当要件

- ◎ 製造業者のうち、事業所の敷地面積が 10,000m² 以上の者
- ◎ 倉庫業者のうち、事業所の有効面積が計 30,000m² 以上、または有効容積が計 30,000m³ 以上の者。
- ◎ 廃棄物処理業者のうち、施設の 1 日当たりの廃棄物処理能力が 300 トン以上または 300m³ 以上の者。

エコ運搬制度における市内事業者の責務



◎ エコ運搬要請の対象となるもの

要請対象となる運搬行為を「貨物等の運搬」としており、「貨物等」とは「自己の主たる事業に係る貨物又は廃棄物」のことをいいます。

◎ エコ運搬

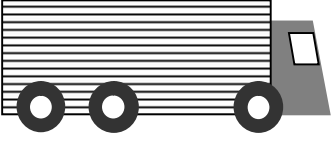
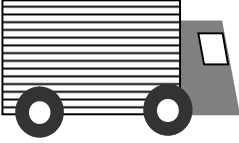

エコ運搬とは、貨物等の運搬の際に次の3項目を実施することをいいます。

エコ運搬とは

- ① **エコドライブ及びエコドライブを行う旨の表示** (→詳細は18ページ)
- ② **自動車NOx・PM法の車種規制不適合車の不使用** (→詳細は23ページ)
- ③ **低公害・低燃費車の積極的な使用** (→詳細は24ページ)

◎ 対象自動車

エコ運搬の実施が求められる「対象自動車」とは、次の自動車をいいます。

		
1ナンバーの普通トラック	4ナンバーの小型トラック等 (一部、6ナンバーを含む)	8ナンバーの特種自動車 (貨物等の運送の用に供するものに限る)

注：軽自動車、二輪自動車、乗用自動車、バス及び特殊自動車(0、9ナンバー)は、対象外となります。

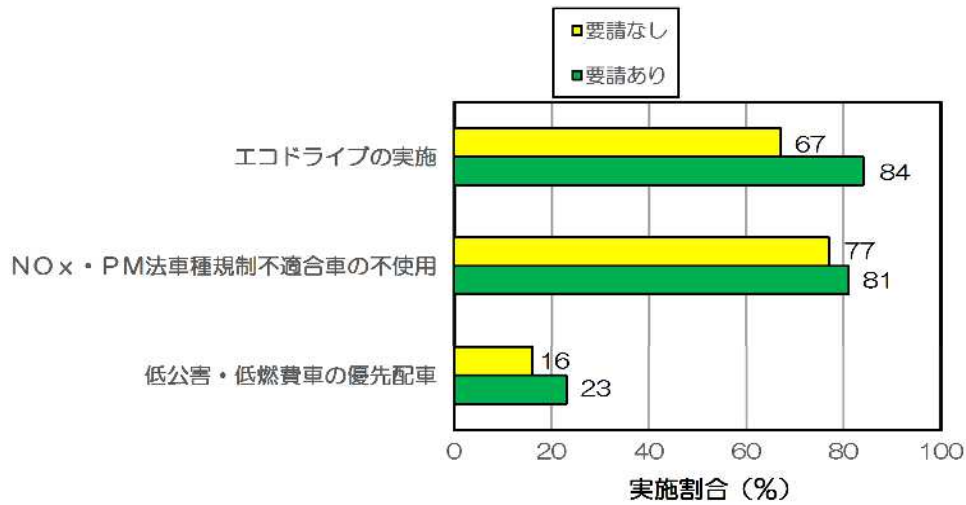
あらかじめ、貨物等の運搬に対象自動車を使用されないことが明らかな場合は、エコ運搬要請の実施義務はありません。(例：軽自動車など対象自動車以外の自動車で運搬することが確定している場合や、自動車を使用せず鉄道・船舶などにより運搬を行う場合など。)

なお、運搬に対象自動車を使用されるかどうか不明な場合は、要請が必要です。

(3) エコ運搬制度の効果

エコ運搬制度の効果を把握するため、運送事業者を対象にアンケート調査を実施しました※。

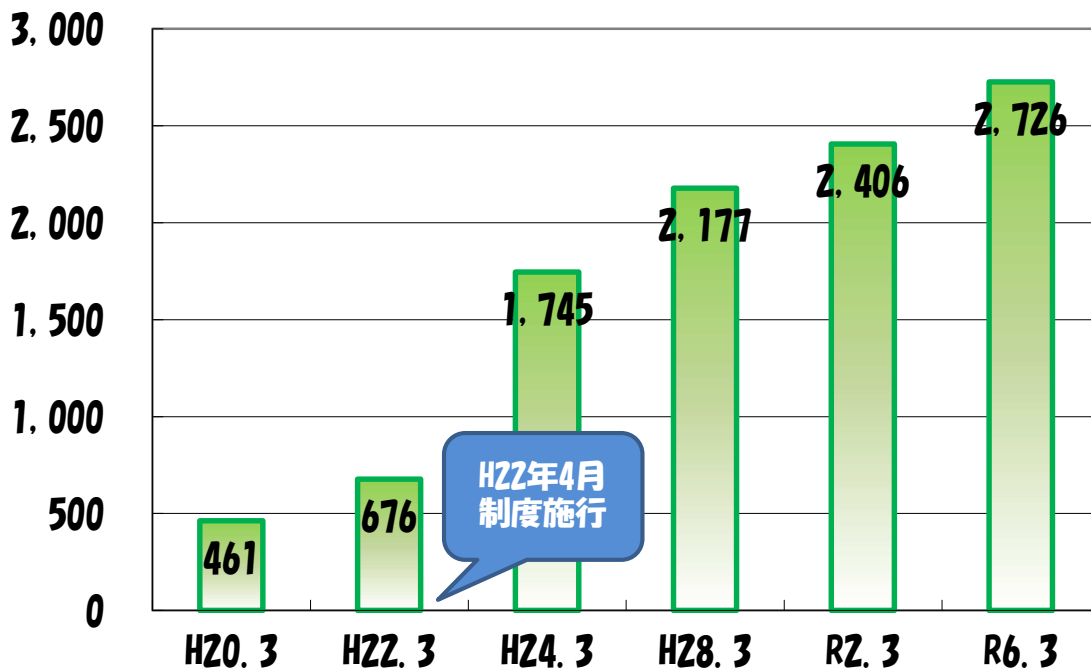
その結果、取引先からエコ運搬実施の要請を受けたことがある運送事業者は、そうでない運送事業者に比べて、エコ運搬の実施割合が高いことが判りました。



※ 平成29年4月実施。川崎、横浜、相模原地域の(一社)神奈川県トラック協会会員1312社を対象として実施し、537社から回答がありました。

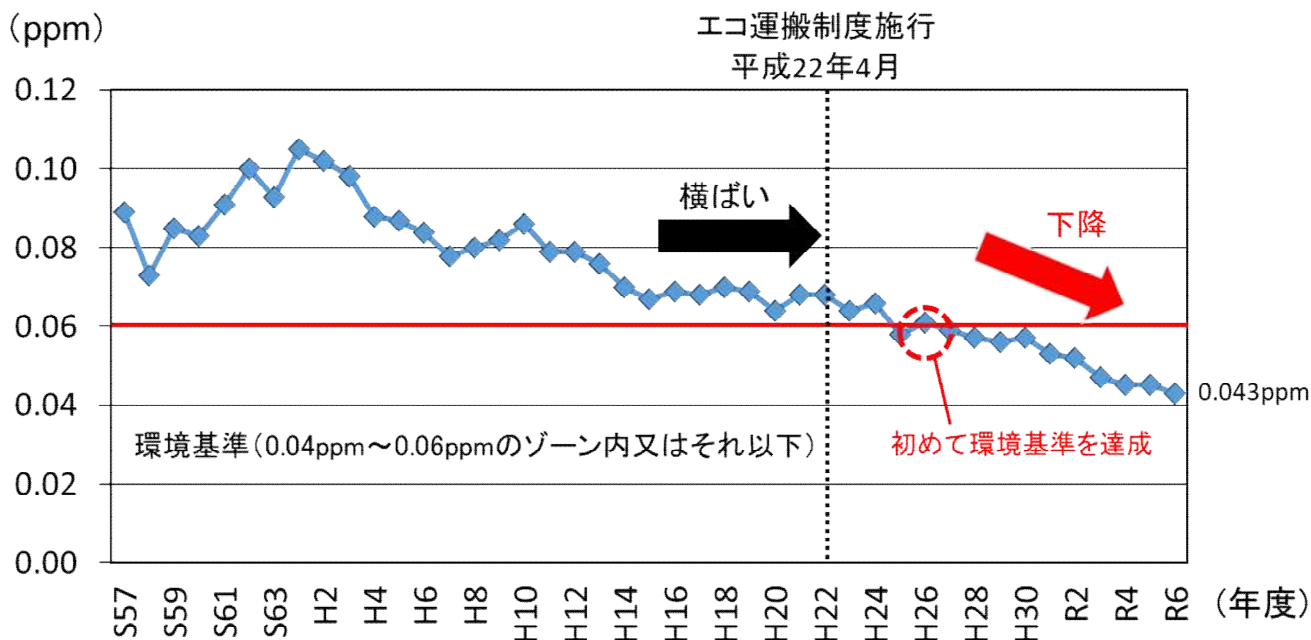
また、「かわさきエコドライブ宣言」への登録事業所数は本制度施行後に大幅に増加しており、本制度はエコドライブ取組の普及に貢献することが判りました。(かわさきエコドライブ宣言についての詳細は22ページ)。

エコ運搬制度施行に伴う「かわさきエコドライブ宣言」登録事業所数の増加



大気環境については、下のグラフのとおり、環境基準の達成が困難であった池上測定局において、平成25年度（2013年度）に初めて二酸化窒素の環境基準を達成し、その後、平成27年度（2015年度）以降は継続的に環境基準を達成するなど、エコ運搬制度施行後、大気環境は改善に進んでいます。

池上測定局の二酸化窒素濃度（98%値*）の経年推移



※ 1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値。
 二酸化窒素の環境基準達成状況の判断には、98%値を用います。

2 要請の対象

◎ 要請対象となる業務

エコ運搬制度では、自己の主たる事業に係る貨物や廃棄物を運搬させようとするとき、エコ運搬の実施を要請する義務（努力義務）があります。具体的な要請対象となる業務について、荷主及び荷受人における製造業者、倉庫業者及び廃棄物処理業者の業務例を以下に示します。

製造業

<荷主>

- ・ 製品の出荷時
- ・ 廃棄物の搬出時

<荷受人>

- ・ 原材料の入荷時

倉庫業

<荷主>

- ・ 保管していた貨物の出庫時

<荷受人>

- ・ 保管を委託された貨物の入庫時

廃棄物処理業

<荷主>

- ・ 処分（中間処理）後の貨物（有価物・廃棄物を問わず）の搬出時

<荷受人>

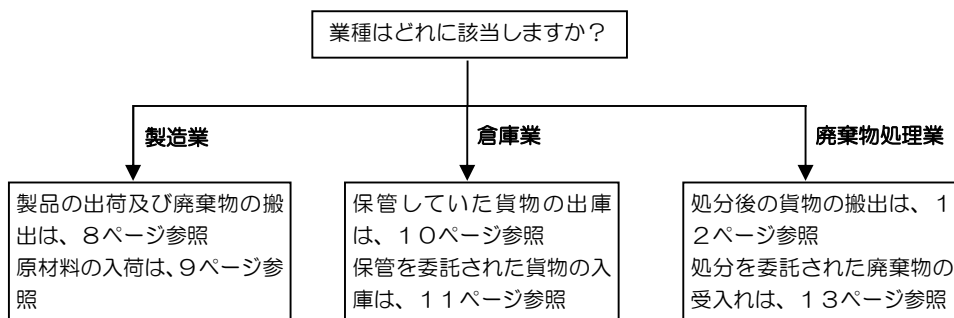
- ・ 処分を委託された廃棄物の受入れ時

要請対象外となる業務

連絡文書等の郵便、事務用品などの購入、従業員や顧客の弁当等の配達など、主たる事業にあたらぬ業務については、市条例におけるエコ運搬要請の対象とはなりません（文書等の郵便配達、事務用品などの配送、従業員や顧客の弁当等の配達などを主たる事業としている事業者は除きます）

◎ 要請先

貨物等の運搬に係る契約形態に応じて、要請先が異なるため、以下のフローチャートで参照ページをご確認ください。

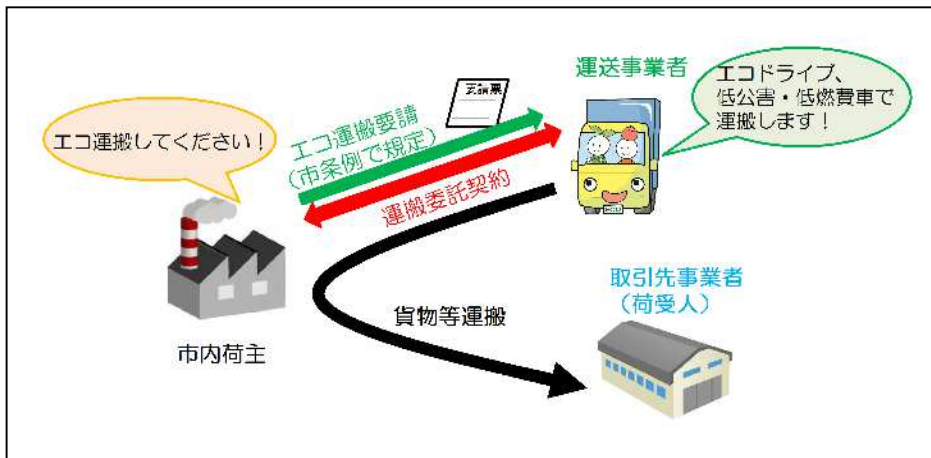


1. 製造業の要請先

(1) 製品の出荷及び廃棄物の搬出

1-(1)-(ア)

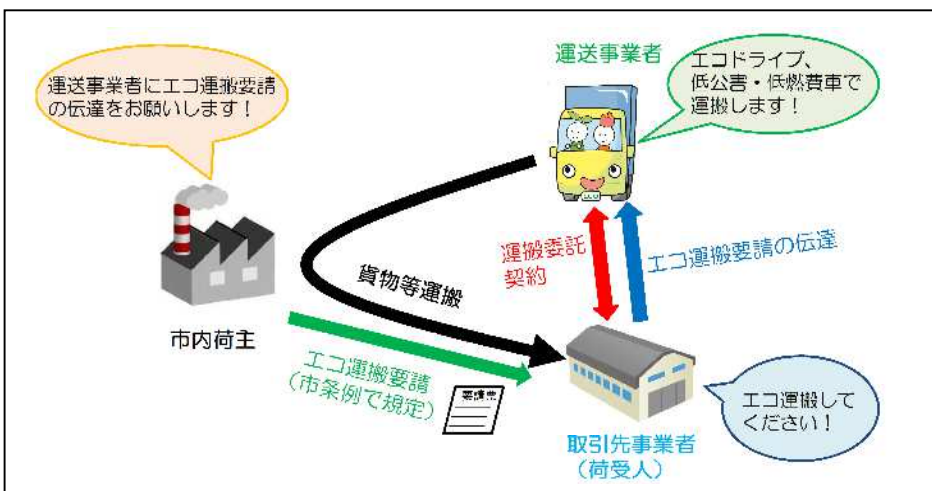
貨物等の運搬を自ら委託した貨物運送事業者が行うケース



要請先：
運送事業者

1-(1)-(イ)

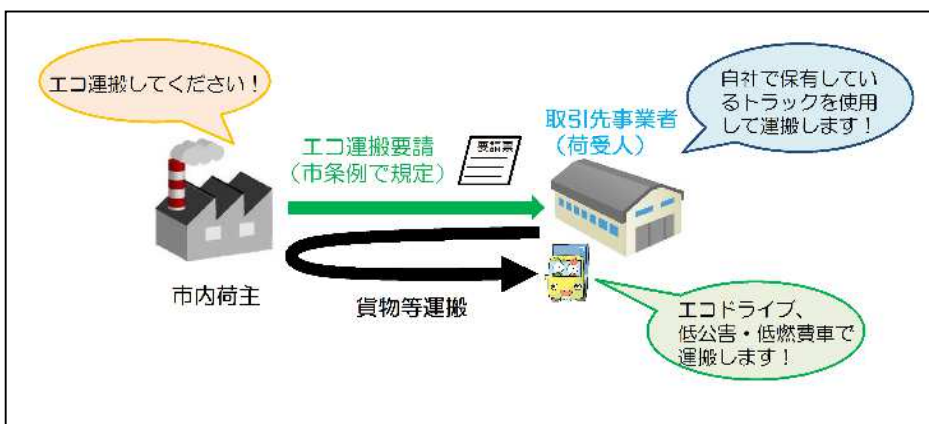
貨物等の運搬を取引先事業者が委託した貨物運送事業者が行うケース



要請先：
取引先事業者
(荷受人)

1-(1)-(ウ)

貨物等の運搬を取引先事業者が行うケース

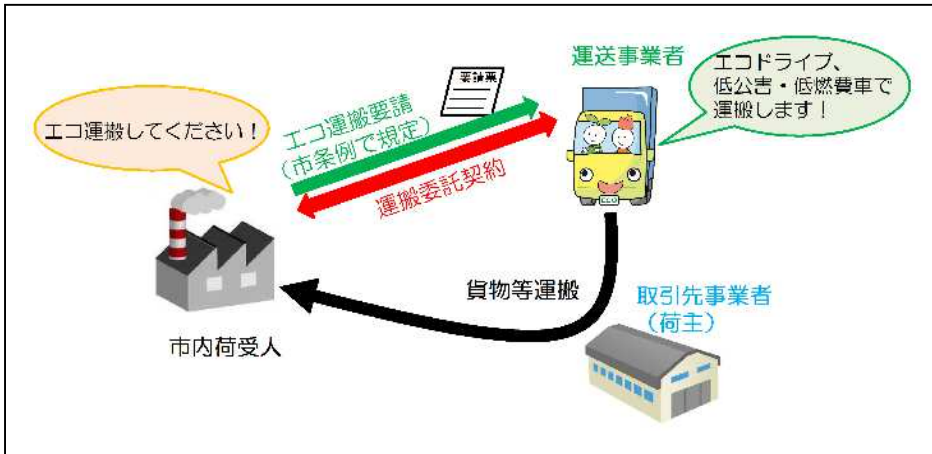


要請先：
取引先事業者
(荷受人)

(2) 原材料の入荷

1-(2)-(ア)

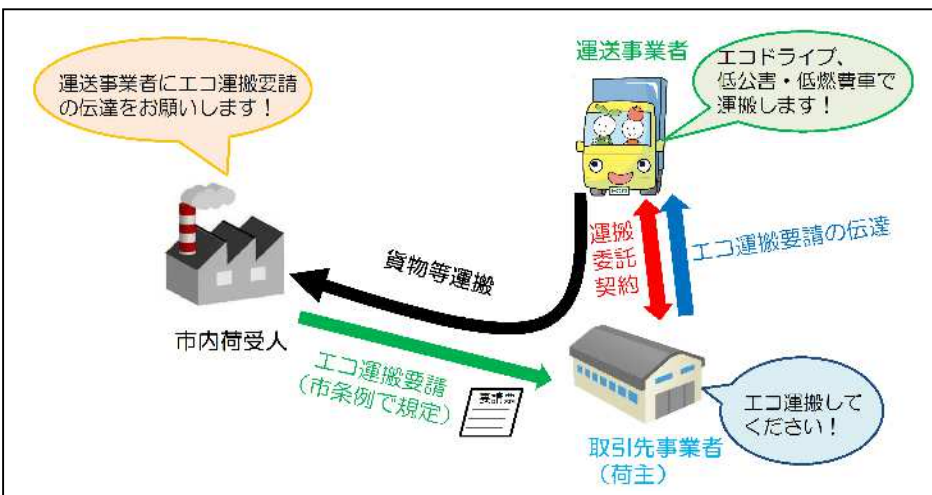
貨物等の運搬を自ら委託した貨物運送事業者が行うケース



要請先：
運送事業者

1-(2)-(イ)

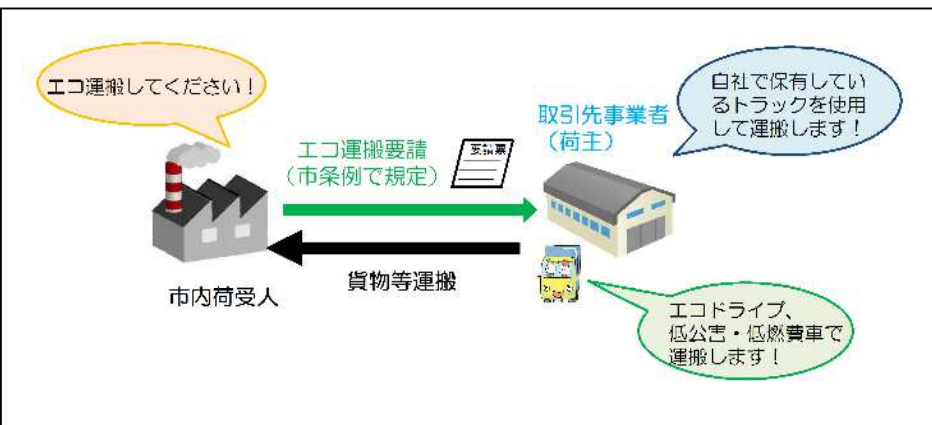
貨物等の運搬を取引先事業者が委託した貨物運送事業者が行うケース



要請先：
取引先事業者
(荷主)

1-(2)-(ウ)

貨物等の運搬を取引先事業者が行うケース



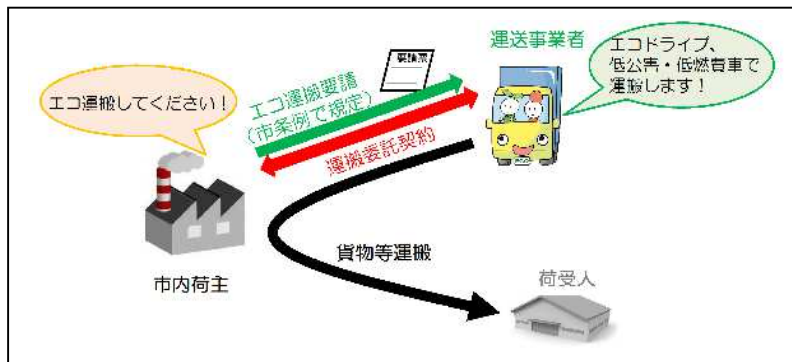
要請先：
取引先事業者
(荷主)

2. 倉庫業の要請先

(1) 保管していた貨物の出庫

2-(1)-(ア)

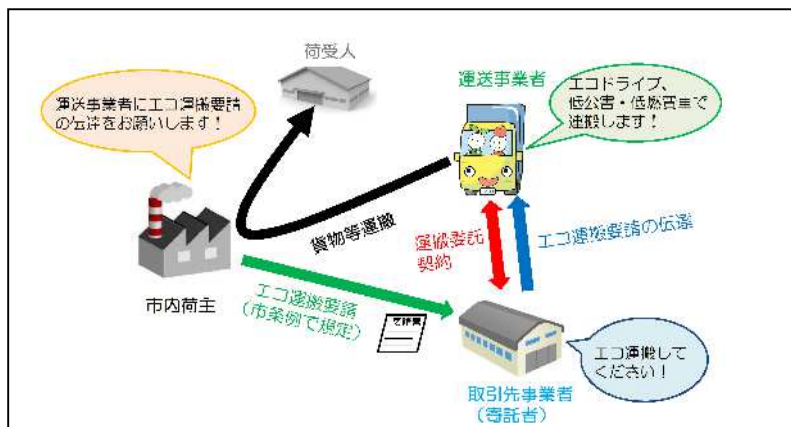
貨物等の運搬を自ら委託した貨物運送事業者が行うケース



要請先：
運送事業者

2-(1)-(イ)

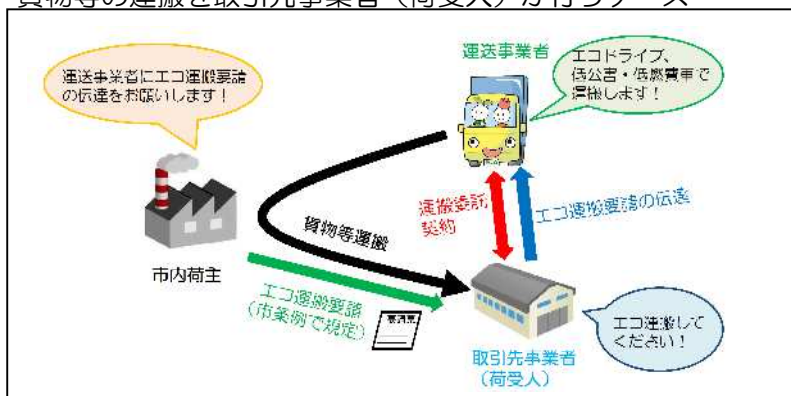
貨物等の運搬を取引先事業者（寄託者）が委託した貨物運送事業者が行うケース



要請先：
取引先事業者
(寄託者)

2-(1)-(ウ)

貨物等の運搬を取引先事業者（荷受人）が行うケース



要請先：
取引先事業者
(荷受人)

2-(1)-(エ)

貨物等の運搬を取引先事業者（荷受人）が行うケース

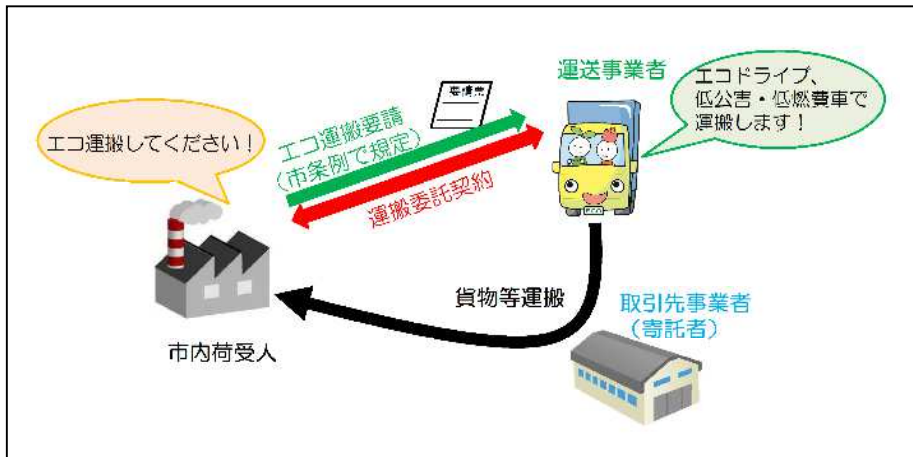


要請先：
取引先事業者
(荷受人)

(2) 保管を委託された貨物の入庫

2-(2)-(ア)

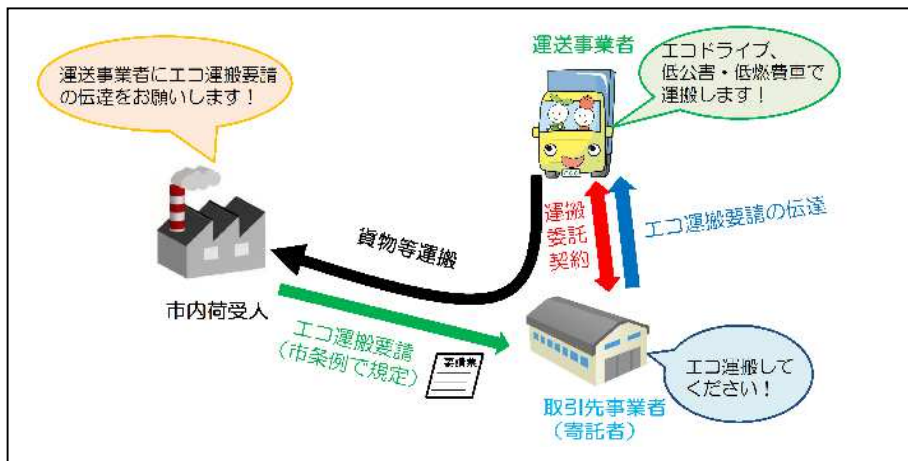
貨物等の運搬を自ら委託した貨物運送事業者が行うケース



要請先：
運送事業者

2-(2)-(イ)

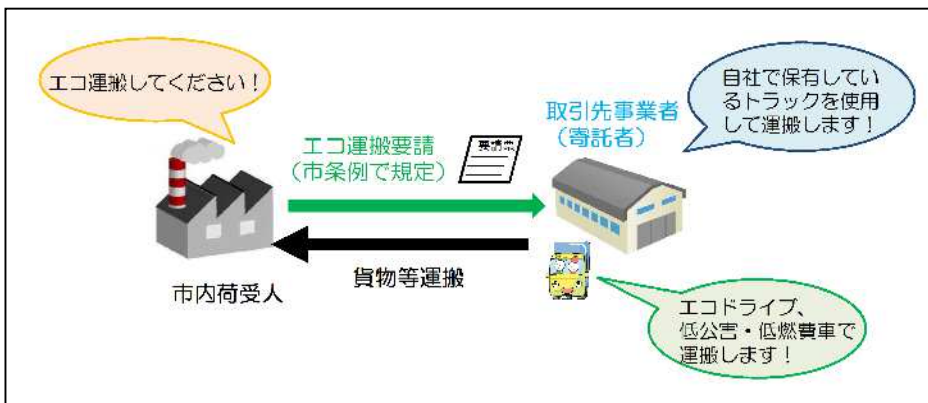
貨物等の運搬を取引先事業者（寄託者）が委託した貨物運送事業者が行うケース



要請先：
取引先事業者
(寄託者)

2-(2)-(ウ)

貨物等の運搬を取引先事業者（寄託者）が行うケース



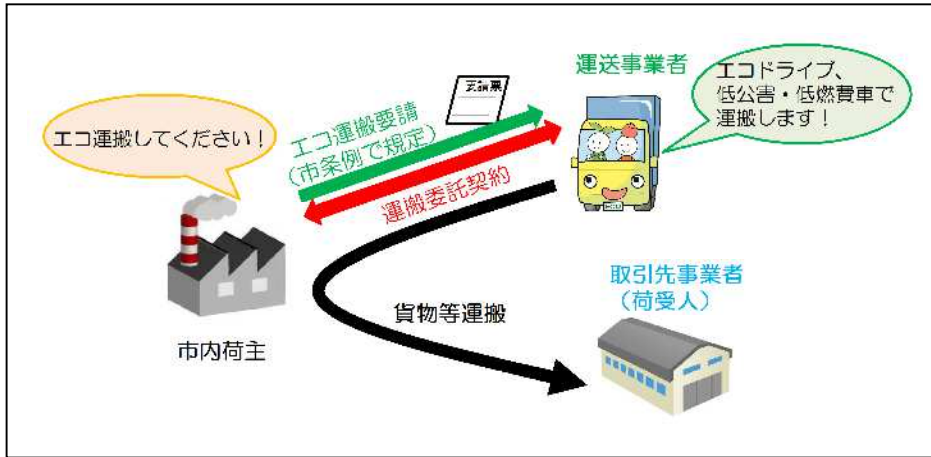
要請先
取引先事業者
(寄託者)

3. 廃棄物処理業の要請先

(1) 処分（中間処理）後の貨物（有価物・廃棄物を問わず）の搬出

3- (1) - (ア)

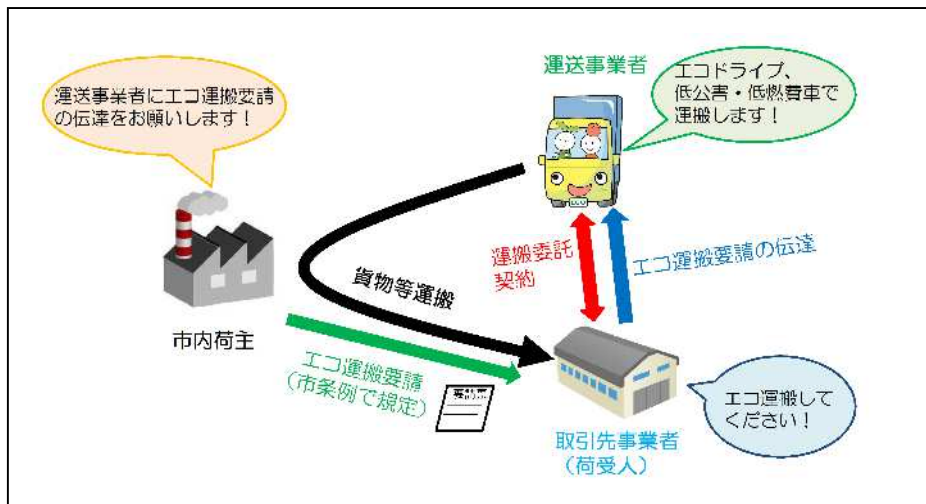
貨物等の運搬を自ら委託した貨物運送事業者が行うケース



要請先：
運送事業者

3- (1) - (イ)

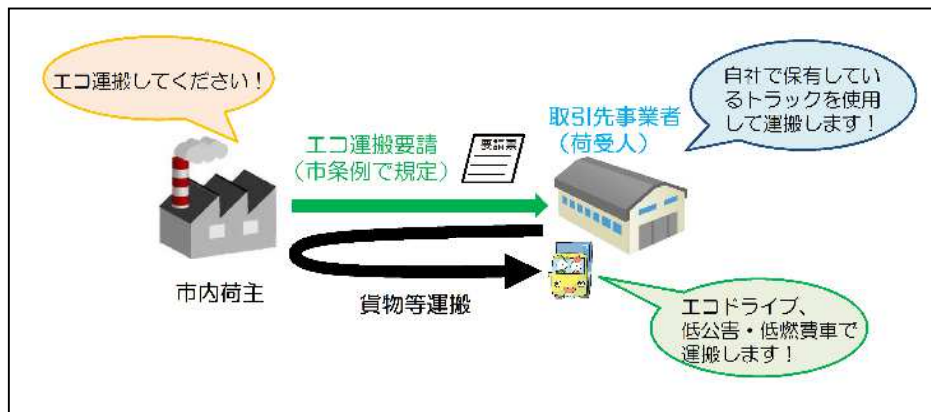
貨物等の運搬を取引先事業者が委託した貨物運送事業者が行うケース



要請先：
取引先事業者
(荷受人)

3- (1) - (ウ)

貨物等の運搬を取引先事業者が行うケース

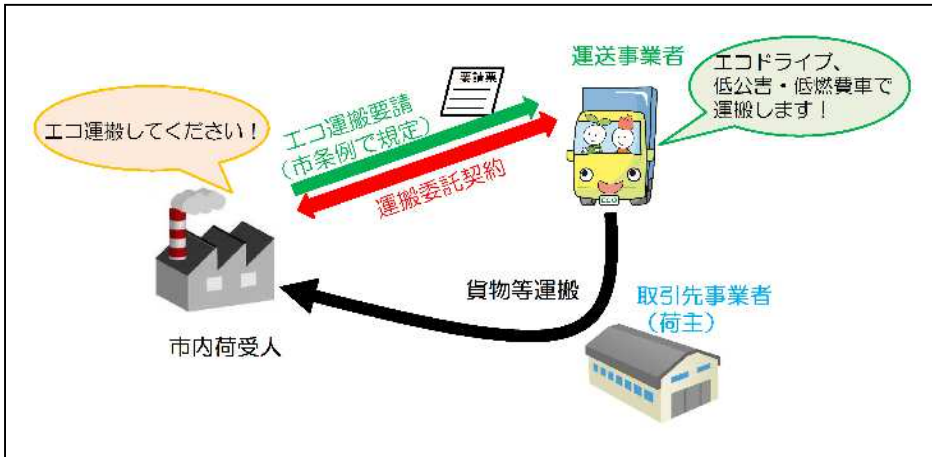


要請先：
取引先事業者
(荷受人)

(2) 処分を委託された廃棄物の受入れ

3-(2)-(ア)

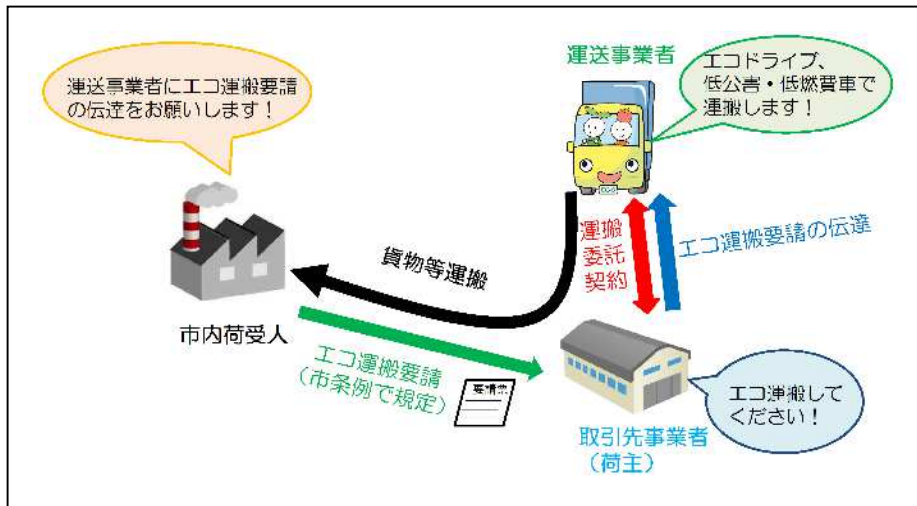
貨物等の運搬を自ら委託した貨物運送事業者が行うケース



要請先：
運送事業者

3-(2)-(イ)

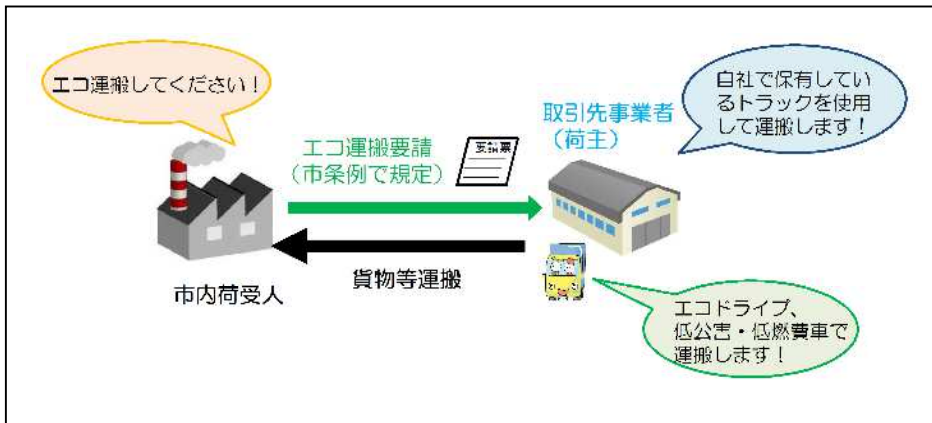
貨物等の運搬を取引先事業者が委託した貨物運送事業者が行うケース



要請先：
取引先事業者
(荷主)

3-(2)-(ウ)

貨物等の運搬を取引先事業者が行うケース



要請先：
取引先事業者
(荷主)

要請日

〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社御中

△△株式会社

環境配慮行動要請票

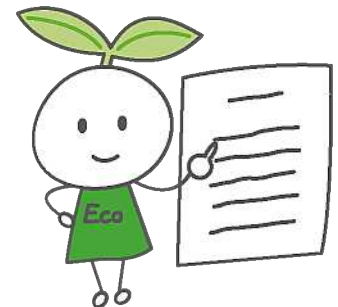
貨物等の運搬の際、運搬車両が川崎市内を走行する場合、以下の項目を実施してください。

1. エコドライブ及び貨物等の運搬に係る自動車へのエコドライブを行う旨の表示を行うこと。
2. 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則第 79 条の2 第2号に定める車種規制不適合車を使用しないこと。
3. 低公害・低燃費車を積極的に使用すること。

注：要請相手が要請票を受け取ったことを客観的に確認できるよう、要請票を2部作成し、1部を要請元で保管する方法を推奨しています。

(3) 電磁的記録を用いて要請する方法

電子メール等を用いて要請する方法です。電子メールで環境配慮行動要請票（電磁的記録）を添付して送付すること等が、これに該当します。



(4) 要請の頻度について

原則、貨物運送委託契約、廃棄物処分委託契約、原材料等の購入に係る契約など、貨物等の運搬をさせる必要が生じた際にエコ運搬の要請をしてください。要請の頻度については次のとおりです。

要請方法	実施すべきこと	要請頻度
(1)「契約書への記載による要請」	契約書中にエコ運搬を実施する旨を記載すること。	契約が継続（自動更新含む）する限り、初年度の要請も継続される。（図1参照）
(2)「契約書以外の書面による要請」または「電磁的記録による要請」のうち、契約に基づくすべての運搬に対する要請である旨が明記されているもの※1	契約締結時、もしくは契約締結後速やかにエコ運搬の要請を1回実施すること。	契約が継続（自動更新含む）する限り初年度の要請も継続される。（図1参照）
(3)「契約書以外の書面による要請」または「電磁的記録による要請」のうち、契約に基づくすべての運搬に対する要請である旨が明記されていないもの※2	契約締結時（取引決定時）、もしくは契約締結後（取引開始後）速やかにエコ運搬の要請を1回実施すること。 また、翌年度以降も、毎年度1回要請すること。	毎年度1回要請を行う。（図2参照）

※1 17 ページ記載の「環境配慮行動要請票」のように、“〇〇年〇〇月〇〇日付け貴社と締結した〇〇契約の履行にあたり”といった文言が記載されており、どの契約に基づく運搬に対して要請しているのかが明白であるものを指します。

※2 該当例としては 15 ページ記載の「環境配慮行動要請票」のように、どの契約に基づく運搬に対して要請しているのかを明記していないものが挙げられます。この要請方法において、契約（取引）が複数年にわたるにも関わらず初年度しか要請を行わなかった場合は、「翌年度以降は要請未実施である」と判断します。

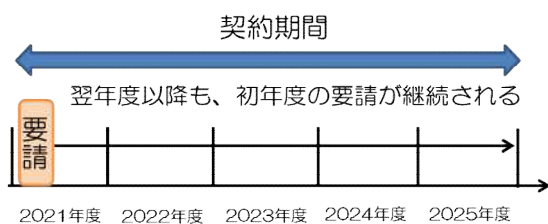


図1 (1) または (2) の要請方法で要請した場合の要請頻度イメージ

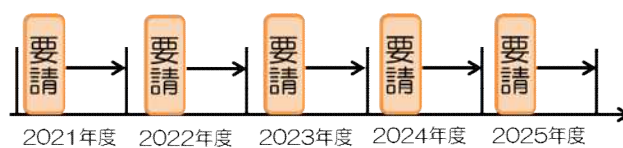


図2 (3) の要請方法で要請した場合の要請頻度イメージ

長期契約（自動更新される契約を含む）を締結している場合について

16 ページ表中の（１）、（２）の要請方法では、契約締結時に要請を行うことにより、その契約に基づく全ての運搬に対して要請を実施したこととなりますが、契約の有効期間が複数年度にわたる場合や、定期的に自動更新する契約の場合は、エコ運搬制度をより効果的に推進するため、契約期間中などに年１回程度、要請についての再確認を行っていただくよう御協力をお願いいたします。（詳しくは 27 ページをご覧ください。）

原契約が特定できるように契約日と契約名称を記載します

契約に基づく環境配慮行動要請票の記載例

〇〇株式会社 御中 要請日 〇〇年〇月〇日

〇〇契約における運搬方法について

〇〇年〇〇月〇〇日付け貴社と締結した〇〇契約の履行にあたり、貨物等の運搬の際、運搬車両が川崎市内を走行する場合、以下の項目を実施すること。

1. エコドライブ及び貨物等の運搬に係る自動車へのエコドライブを行う旨の表示を行うこと。
2. 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則第 79 条の 2 第 2 号に定める車種規制不適合車を使用しないこと。
3. 低公害・低燃費車を積極的に使用すること。

受領日 〇〇年〇月〇日
要請者 住所 : 〇〇〇〇〇〇〇
氏名 : 〇〇〇〇〇
受託者 住所 : 〇〇〇〇〇〇〇
氏名 : 〇〇〇〇〇

4 エコ運搬の内容について

荷主及び荷受人が実施を要請する「環境に配慮した運搬（エコ運搬）」とは、次の3項目を実施して運搬することをいいます。

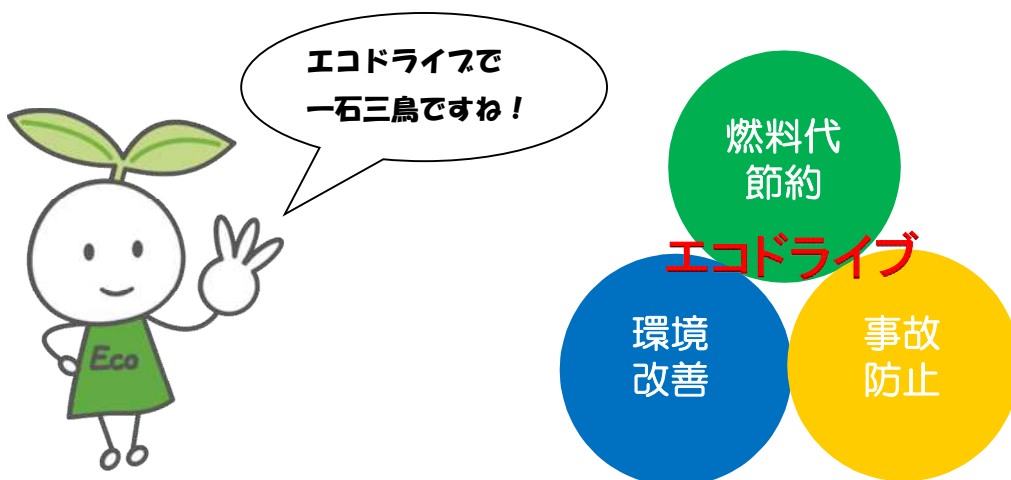
エコ運搬とは

- (1) エコドライブ及びエコドライブを行う旨の表示
- (2) 自動車NOx・PM法の車種規制不適合車の不使用
- (3) 低公害・低燃費車の積極的な使用

(1) エコドライブ及び貨物等の運搬に係る自動車へのエコドライブを行う旨の表示

◎ エコドライブとは

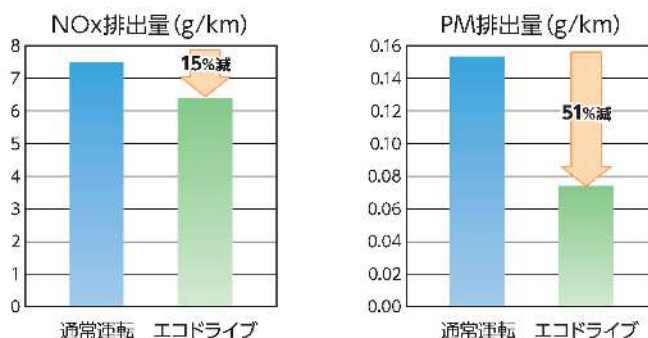
エコドライブは、穏やかな発進などにより自動車の燃料消費を抑え、排出ガスを減らした環境に配慮した運転です。エコドライブにより、窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）などの大気汚染物質が削減されるだけでなく、燃費改善により二酸化炭素（CO₂）や燃料コストも削減されます。また、急発進、急加速、急停車を行わないため、安全運転にもつながります。エコドライブは環境面への寄与だけでなく、燃費向上や安全運転による事故防止という経済面、安全面へのメリットも期待でき、その効果は一石三鳥といえます。



◎ エコドライブの効果

環境改善効果

エコドライブによる環境改善効果について、本市が実施した調査※では、エコドライブを実施することにより、窒素酸化物（NO_x）排出量は15%削減、粒子状物質（PM）排出量は51%削減の効果がありました。（図1参照）



※平成18年度川崎市大気環境改善対策検討調査

普通貨物自動車（ディーゼル長期規制適合車、車両総重量 25t、半載状態）で実走行調査を実施

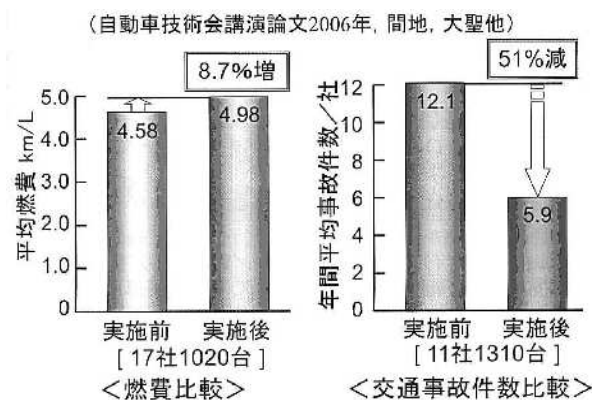
図1 エコドライブによる環境改善効果

燃費向上効果

自動車技術会でのエコドライブ論文「エコドライブ活動による燃費向上と交通事故低減」では、対象17社1020台の平均データとして燃費が8.7%向上という結果が示されています。（図2参照）

交通事故低減

自動車技術会でのエコドライブ論文「エコドライブ活動による燃費向上と交通事故低減」では、対象11社1310台の平均データとして年間事故件数が51%減少したという結果が示されています。（図2参照）



（平成29年度エコドライブシンポジウム予稿集から抜粋）

図2 エコドライブによる燃費向上及び交通事故低減の効果

エコドライブの実施方法（エコドライブ10のすすめ）

川崎市では、エコドライブの実施方法として、エコドライブ普及連絡会が制定した「エコドライブ10のすすめ」を推奨しています。できる項目から無理なく継続して実施してください。

<エコドライブ10のすすめ>

1 自分の燃費を把握しよう

「自分の車の燃費を把握することを習慣にしましょう。日々の燃費を把握すると、自分のエコドライブ効果が実感できます。」

2 ふんわりアクセル「eスタート」

「発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進しましょう。日々の運転において、やさしい発進を心がけるだけで、10%程度燃費が改善します。」

3 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転

「走行中は、一定の速度で走ることを心がけましょう。」

4 減速時は早めにアクセルを離そう

「信号が変わるなど停止することがわかったら、早めにアクセルから足を離しましょう。」

5 エアコンの使用は適切に

「車内の温度設定が外気と同じ25℃であっても、エアコンスイッチをONにしたままだと12%程度燃費が悪化します。」

6 ムダなアイドリングはやめよう

「10分間のアイドリング（エアコンOFFの場合）で、130cc程度の燃料を消費します。また、現在の乗用車では基本的に暖機運転は不要です。エンジンをかけたらすぐに出発しましょう。」

7 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう

「1時間のドライブで道に迷い、10分間余計に走行すると17%程度燃料消費量が増加します。」

8 タイヤの空気圧から始める点検・整備

「タイヤの空気圧が適正值より不足すると、市街地で2%程度、郊外で4%程度燃費が悪化します。」

9 不要な荷物はおろそう

「100kgの荷物を載せて走ると、3%程度も燃費が悪化します。」

10 走行の妨げとなる駐車はやめよう

「迷惑駐車は、他の車の燃費を悪化させるばかりか、交通事故の原因にもなりません。」

川崎市からのお願い

交差点付近では発進加速により、大気汚染物質がより多く排出されてしまうことから、交差点付近での発進時の場合は、ふんわりアクセルの実施をお願いします。

◎ エコドライブを行う旨の表示とは

「エコドライブを行う旨の表示」は、車両にエコドライブステッカーを貼付することなどにより実施します。また、運搬車両へエコドライブを行う旨を表示することは、ドライバー自身の自己啓発の動機付けとなり、エコドライブを実施することにつながります。

ステッカーは、「エコドライブ宣言車」や「エコドライブ実施中」など、趣旨が十分図られているものであれば、次のようなエコドライブステッカーの他、各自治体のものや協会・団体のもの、自社で作成したものなど、いずれのステッカーを使用しても構いません。

エコドライブステッカーの例

<p>川崎市 発行</p> 	<p>神奈川県 発行</p> 	<p>九都県市 発行</p> 
<p>(一社) 神奈川県トラック協会 発行</p> 	<p>(公社) 全日本トラック協会等 発行</p> 	<p>(独) 環境再生保全機構 発行</p> 

かわさきエコドライブ宣言について

川崎市では、エコドライブの推進のため、平成 19 年に「かわさきエコドライブ宣言」登録制度を立ち上げました。

エコドライブ推進の趣旨にご賛同の上、登録いただくとともに、運搬を委託している事業者やその協力会社等の皆様にも、登録をお勧めくださるようお願いいたします。

登録いただいた方には、自動車に貼付可能なエコドライブステッカーや、宣言登録証を無料で送付しております。

○ かわさきエコドライブ宣言の登録方法

■ 郵送又は FAX による登録方法

- ① 巻末に掲載の「『かわさきエコドライブ宣言』登録用紙」をコピーし、必要事項を記載してください※。
- ② 下記担当窓口に持参いただくか、郵送又は FAX でご提出ください。

※登録用紙はかわさきエコドライブ宣言登録のページ（下記アドレス）からダウンロードできます。

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000097571.html>

■ ホームページから登録する場合

- ① かわさきエコドライブ宣言登録のページ（下記アドレス）にアクセスしてください。
<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000097571.html>
- ② 登録の種類により「個人用」、「事業者・団体用」を選択し、記載されている手順に従って必要事項を入力し、送信してください。
- ③ 市で入力内容の確認を行います。確認後、市から宣言登録証等をまとめた郵送処理を行います（郵送までに2～3週間ほど時間を要する場合があります。）。

担当窓口：川崎市環境局環境対策部地域環境共創課

所在地 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2531 / FAX 044-200-3921



かわさきエコドライブ宣言 登録状況
事業所・団体 2,773
在勤・在住市民 8,543
(令和8年3月末現在)

(2) 自動車NO_x・PM法の車種規制不適合車の不使用

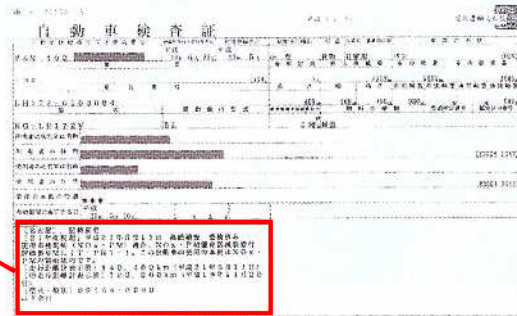
◎ 車種規制不適合車とは

車種規制不適合車とは、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO_x・PM法）」に規定する排出基準を満たさない自動車をいいます。

◎ 車種規制不適合車の見分け方

車検証の「備考」欄をご覧ください。

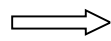
車検証の左下の「備考」欄に、自動車NO_x・PM法の排出基準への適否、使用可能最終日などの記載があります。
詳細については、下記の「車検証の『備考』欄 記載内容」をご参照ください。



車検証の「備考」欄記載内容

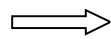
運搬使用の可否

使用車種規制(NO_x・PM)適合



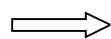
排出基準に適合しています。
川崎市発着の運搬に使用しても支障ありません。

この自動車は平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えて、NO_x・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。



その有効期間満了日までは、川崎市発着の運搬に使用しても支障ありません。
有効期間満了日以降は、川崎市発着の運搬に使用しないでください。

この自動車はNO_x・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。



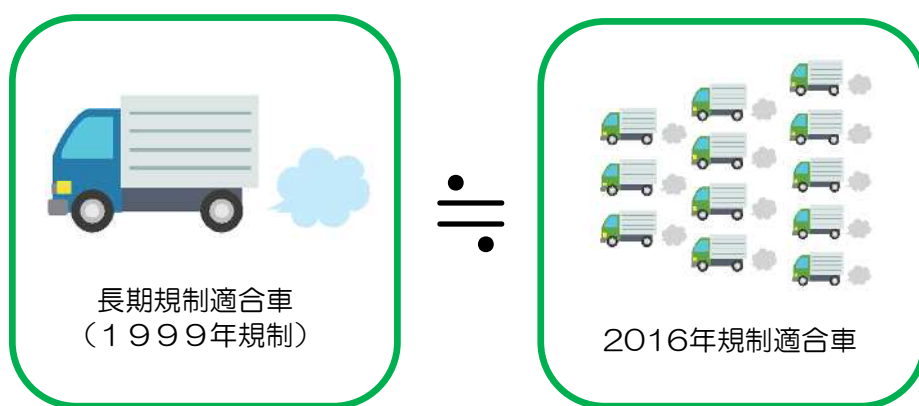
自動車NO_x・PM法の車種規制不適合車です。
川崎市発着の運搬に使用しないでください。

(3) 低公害・低燃費車の積極的な使用

運搬を行う際、所有している車両の中から、より低公害・低燃費である自動車を優先して使用することにより、自動車からの窒素酸化物や二酸化炭素の排出量を一層減らすことができます。

◎ 低公害・低燃費車とは

低公害・低燃費車とは、排ガス性能や燃費性能に優れ、窒素酸化物等の大気汚染物質の排出量が少ない自動車をいいます。エコ運搬制度においては、九都県市で指定された自動車（九都県市指定低公害車）、国土交通省で認定された自動車（低排出ガス認定自動車）、最新規制適合車（2016年規制適合車、ポスト新長期規制適合車）等※が該当します。



2016年規制適合車のNOx排出量は、長期規制適合車の約1/2分の1

※ 車検証の型式の表記において、●○○—○○○○の●が2であれば2016年規制適合車、LFMRQSTのいずれかであればポスト新長期規制適合車となります。

◎ 低公害・低燃費車の調べ方

低公害・低燃費車の指標となる、九都県市指定低公害車や国土交通省の低排出ガス認定自動車は、ホームページで検索できます。（車種や車両型式は、お持ちの自動車車検証をご覧ください。）

・ **九都県市あおぞらネットワーク** (<http://www.9taiki.jp/>)

→ 指定低公害車検索のページへ

<https://www.9taiki.jp/lowpollution/carsearch/>

・ **国土交通省（低排出ガス認定自動車に関する公表）**

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk10_000014.html

冬季におけるエコ運搬実施について

冬季（11月から1月まで）は、交通量の増加や暖房機器の使用及び気象条件などの影響により、1年の中でも大気中の窒素酸化物の濃度が特に高い季節になります。冬季の窒素酸化物の排出削減に向けて、運送事業者及び荷主・荷受人に該当する事業者は、下記の取組にご協力ください。



冬季における大気汚染の状況

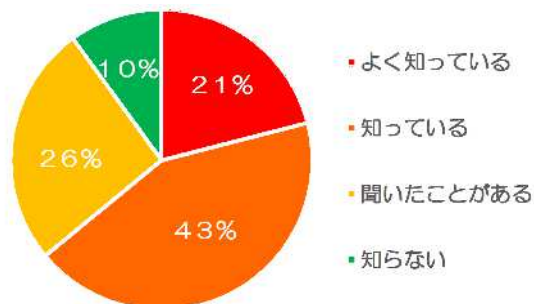
◎ 運送事業者

エコ運搬実施に重点的に取り組んでください。特にエコドライブについて、交差点付近では加速発進により、大気汚染物質が局所的に多く排出されてしまうことから、交差点付近での急発進は避け、ふんわりアクセルでの発進をお願いします。また、積極的に低公害・低燃費車を使用し、冬季の窒素酸化物の排出削減に努めましょう。

◎ 荷主・荷受人

冬季にエコ運搬実施の要請を行う際、冬季におけるエコ運搬の重点的実施のお願いを要請書面などに記載してください。平成29年度に運送事業者を対象に実施したアンケート調査*から、冬季に窒素酸化物が高濃度となりやすい傾向について、一定程度浸透していますが、窒素酸化物の排出削減に向けて、より一層の浸透を図るため、取組にご協力をお願いします。

Q.冬季に窒素酸化物が高濃度となる傾向について



* 平成29年4月実施。川崎、横浜、相模原地域の(一社)神奈川県トラック協会会員1312社を対象として実施し、537社から回答がありました。

5 先進的な取組について

エコ運搬制度をより一層推進するため、次のような先進的取組（条例で定めていること以上の取組）の実施をお願いします。

- 要請についての確認
- 自ら要請した貨物運送事業者等のエコ運搬実施状況の確認
- 要請した取引先事業者による委託貨物運送事業者等へのエコ運搬の実施要請の伝達確認
- 出入りする運搬車両におけるエコ運搬の実施状況の確認

指定荷主及び指定荷受人に該当する事業者については、「貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告書」の提出の際、備考欄へ取組内容の記載をお願いします。

先進事例1 要請についての確認

契約の有効期間が複数年度にわたる場合や、定期的に自動更新する契約の場合は、契約期間中などに年1回程度、要請についての確認を要請先に行うことにより、エコ運搬制度をより効果的に推進することが期待できます。

要請についての確認は、次のような文書の提供により行うことができます。

要請についての確認文書の例

〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇様

住所 : 〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名 : 〇〇〇〇〇

〇〇契約における運搬方法についての確認

〇〇年〇〇月〇〇日付け貴社と締結した〇〇契約において要請した、当該契約に係る貨物等の運搬における以下の項目（エコ運搬）の実施について、今後ともエコ運搬を確実に実施するよう、再度お願いいたします。

1. エコドライブ及び貨物等の運搬に係る自動車へのエコドライブを行う旨の表示を行うこと。
2. 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則第79条の2第2号に定める車種規制不適合車を使用しないこと。
3. 低公害・低燃費車を積極的に使用すること。

先進事例2 自ら要請した貨物運送事業者等のエコ運搬実施状況の確認

自らが運送委託及びエコ運搬実施要請を行った貨物運送事業者に対し、エコ運搬の実施状況の確認を行うことにより、エコ運搬制度をより効果的に推進することが期待できます。

実施状況の確認方法には、次のような方法があります。

確認方法

(1) エコドライブ活動の実施状況をアンケート等により確認します。※

(事業者が行うエコドライブ活動例)

- エコドライブ支援装置（燃費計、デジタルタコグラフなど）等の導入
- 運搬車両の燃費目標の設定・燃費データ管理の実施
- 社員へのエコドライブ教育の実施
- グリーン経営認証の取得
- かわさきエコドライブ宣言への登録 など

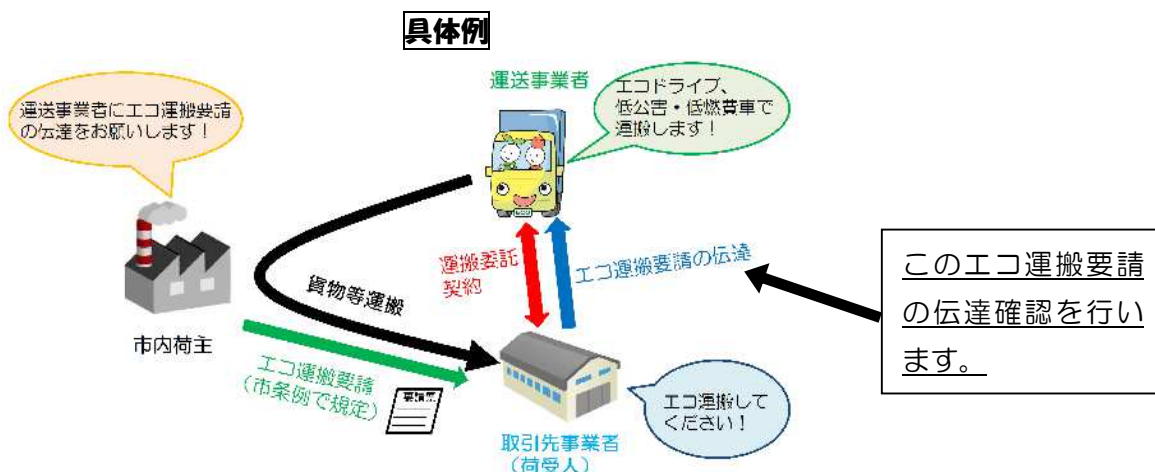
※ 実際にはエコドライブを行うのはドライバー本人ですが、ドライバーの運転技術や環境に対する意識など、個々のドライバーの質は、事業者としてエコドライブの必要性を理解し、積極的に取組を行っているかどうかにより大きく異なります。そのため、エコドライブを幅広く普及していくためには、事業者としてエコドライブ活動を実施することが重要です。

(2) 貨物運送事業者等に対し、以下の2点の実施状況が記載されている運搬結果を提供してもらい、要請の実施状況を確認します。

- ① 使用した運搬車両にエコドライブステッカーが貼付されていること（21 ページ参照）
- ② 使用した運搬車両の環境性能（車種規制不適合車を使用していないか（23 ページ参照）、低公害・低燃費車を積極的に使用しているか（24 ページ参照）を確認します。）

先進事例3 要請した取引先事業者による委託貨物運送事業者等へのエコ運搬の実施要請の伝達確認

エコ運搬の要請相手である取引先事業者が、その運搬を貨物運送事業者等に委託する場合、貨物運送事業者等への要請内容の伝達状況を確認することにより、エコ運搬制度をより効果的に推進することが期待できます。



先進事例4 出入りする運搬車両におけるエコ運搬の実施状況の確認

環境月間（6月）やエコドライブ推進月間（11月）などに、自社に出入りする運搬車両におけるエコ運搬の実施状況を確認し、エコ運搬を実施していない運搬車両を使用している運送事業者や、当該運送事業者へ運搬を依頼した事業者へ働きかけることにより、エコ運搬制度をより効果的に推進することが期待できます。

確認方法

- (1) 貨物等の搬出入により事業所に入出入りする運搬車両について、以下の2点を確認します。
 - ① エコドライブステッカーが貼付されていること
 - ② 車種規制不適合車が使用されていないこと(車種規制不適合車の見分け方は23ページをご参照ください。)
- (2) 運搬車両が上記①②を満たさない場合、運搬車両の使用者（運送事業者名）及び連絡先を確認します。
- (3) 当該運搬車両の使用者である運送事業者に、当該貨物等の運搬依頼主を確認します。
- (4) 運搬依頼主に対し、委託した貨物運送事業者等への要請内容の伝達状況について確認し、再度要請を行います。

6 指定荷主及び指定荷受人について

(1) 指定荷主及び指定荷受人の義務

市内事業者のうち、貨物等の運搬に伴う環境負荷が特に大きい荷主又は荷受人を「指定荷主」又は「指定荷受人」として、次の取組を義務付けています。

- ◎ **エコ運搬実施の要請義務**
- ◎ **要請書面等の保存義務**
- ◎ **要請実施状況の報告義務**

◎ エコ運搬実施の要請義務

自己の主たる事業に係る貨物や廃棄物の運搬や購入などの際、運送事業者や取引先事業者に対して、エコ運搬の実施を書面等で要請しなければなりません。要請方法については 14 ページをご覧ください。

◎ 要請書面等の保存義務

エコ運搬要請に用いた書面等の写しを、要請した日から起算して3年間保存しなければなりません。また、書面（紙面）による保存に代えて、電磁的記録による保存でも構いません。

なお、オンライン手続きかわさきにより報告書の提出を行った場合は、提出した報告書の電子データを電磁的記録等により保存してください。

また、要請状況の確認のため、立入検査により要請書面等を確認させていただくことがあります。

注：環境配慮行動要請票を正副2部作成し、1部を提供用、1部を保存用としている場合は、さらに写しを保存する必要はありません。

◎ 要請実施状況の報告義務

毎年度7月末日（7月末日が土日祝日に該当する場合は、土日祝日の翌日が期限）までに、前年度の要請実施状況について、所定の様式（「貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告書（第35号様式の2）」）を用いて市に報告しなければなりません。「貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告書」の記載方法は、14 ページをご覧ください。

令和5年度より、報告書の提出をオンライン手続きかわさきにより行えるようになりました。報告書の電子化に伴う一連の手続きや文書の保存が簡略化するなどといった様々なメリットがございますので、是非ペーパーレス化の取組にご協力いただきますようお願いいたします。

オンライン手続きかわさきのご利用はコチラ⇒

<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/portal/home>



なお、「貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告書」は郵送にて提出することも可能です。郵送にて提出する場合は、報告書を正副2部作成し、返信用封筒を同封のうえ、下記提出先まで提出期限必着で郵送をお願いします。

<提出先>

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1
川崎市環境局環境対策部地域環境共創課
(川崎市役所本庁舎 20 階)

また、指定荷主及び指定荷受人のうち、「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例（平成21年川崎市条例第52号）」第11条第1項の規定による報告を行う者は、その報告を行う際に「貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告書」を添付すれば、改めてエコ運搬要請の実施状況について報告する必要はありません（エコ運搬要請の実施状況について報告を実施したものとみなします）。

(2) 指定荷主及び指定荷受人の該当要件

市内事業者のうち、貨物等の運搬に伴う環境負荷が特に大きいと考えられる荷主又は荷受人を「指定荷主」又は「指定荷受人」と定めています。

指定荷主及び指定荷受人は、以下に該当する事業者です。

- ◎ **製造業者のうち、事業所の敷地面積が 10,000m² 以上の者**
- ◎ **倉庫業者のうち、事業所の有効面積が計 30,000m² 以上、または有効容積が計 30,000m³ 以上の者。**
- ◎ **廃棄物処理業者のうち、施設の 1 日当たりの廃棄物処理能力が 300 トン以上または 300m³ 以上の者。**

指定荷主及び指定荷受人の定義は、条例施行規則第79条の5で定められています。(54 ページに記載しています。)




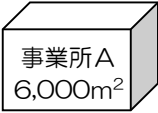
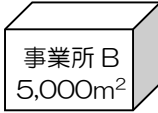
◎ 製造業者

敷地面積が 10,000m² 以上の事業所（製造工場など製造業を行う事業所）を川崎市内に設置する事業者が該当します。

<敷地面積の考え方>

事業所の敷地面積とは、事業所 1 つあたりの敷地面積のことをいいます。そのため、川崎市内に複数の事業所を設置する場合、その合計が 10,000m² 以上であっても、事業所 1 つあたりの敷地面積が全て 10,000m² 未満である場合、指定荷主及び指定荷受人には該当しません。なお、敷地面積の算出にあたっては、工場立地法の考え方を参照してください。



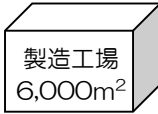
(例)

事業者 1 	⇒ 指定荷主及び指定荷受人に該当します。
事業者 2   合計 11,000m ²	⇒ 事業所 1 つあたりの敷地面積が全て 10,000m ² 未満であるため、指定荷主及び指定荷受人には該当しません。

<製造業を行う事業所の考え方>

製造業を行う事業所とは、日本標準産業分類に基づき、新たな製品の製造加工を行い、卸売する事業所のことをいいます。そのため、研究施設など製造加工を主要事業として行っていない事業所は、製造業を行う事業所には該当しません。

(例)

事業者 1 	⇒ 指定荷主及び指定荷受人に該当します。
事業者 2  	⇒ 製造加工を主要事業として行っている事業所の面積が 10,000m ² 未満であるため、指定荷主及び指定荷受人には該当しません。

◎ 倉庫業者

倉庫業法に基づいて倉庫業の営業（寄託を受けた物品の倉庫における保管を行う営業）の登録を受けた事業者のうち、以下のいずれかの事業所を市内に設置する事業者が該当します。

- 一類倉庫、二類倉庫、三類倉庫、野積倉庫、水面倉庫、危険品倉庫（建屋や土地など貯蔵槽以外のもの）の有効面積の合計が 30,000m²以上の事業所
- 貯蔵槽倉庫、危険品倉庫（タンクなど貯蔵槽のもの）、冷蔵倉庫の有効容積の合計が 30,000m³以上の事業所

<事業所の考え方>

一般的には倉庫業法第3条の登録申請を行った営業所のことをいいます。


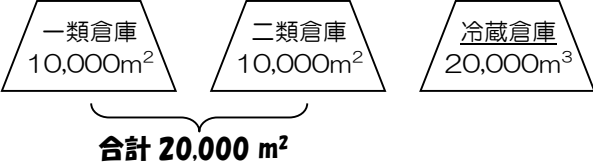
ただし、敷地の利用を一体的に行っている事業活動を1つの単位としてとらえ1つの「事業所」とするため、道路、運河等により敷地が区切られている場合であっても敷地の利用が一体的であり、組織、作業工程等から判断して密接な関係を持っている場合は、1つの事業所としてとらえます。したがって、必ずしも営業所と事業所が同一になるとは限りません。

ご不明点がある場合は、個別にお問い合わせください。

<有効面積（有効容積）の考え方>

有効面積（有効容積）とは、倉庫業法の登録申請時に記載した倉庫明細書（第1号様式）に記載した面積（容積）のことをいいます。これらの申請書類等をご確認いただき、登録申請を行った営業所ごとに所管する倉庫の有効面積（有効容積）の合計を把握してください。

（例：1つの事業所（営業所）で複数の倉庫を所管している場合の考え方）

事業所1 	⇒	事業所1つで所管する倉庫面積の合計が 30,000m²以上であるため、指定荷主及び指定荷受人に該当します。
事業所2 	⇒	面積要件と容積要件は合算しないため、指定荷主及び指定荷受人には<u>該当しません</u>。

(例：市内に複数事業所（営業所）を設置している場合の考え方)

事業者1：市内に1つの事業所を設置



指定荷主及び指定荷受人に
該当します。

事業者2：市内に2つの事業所を設置



営業所1つあたりの敷地面積
が全て30,000m²未満であるた
め、指定荷主及び指定荷受人に
は該当しません。



◎ 廃棄物処理業者

廃棄物処理法に規定する一般廃棄物処分業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物処分業者のうち、1日当たり300トン以上又は300m³以上の廃棄物の処分を行うことができる施設（施設一式）を市内に設置する事業者が該当します。

<施設一式の考え方>

廃棄物の処分を行う際、単独の施設による処分ではなく、複数の施設を用いて一連の作業により処分を行う場合は、その一連の工程に係る施設一式を1つの施設としてとらえます。この場合の処理能力は、施設一式により処分を行うことができる能力とします。

<処分を行うことができる施設（施設一式）及び処理能力の考え方>

一般廃棄物処分業者の場合

「一般廃棄物処分業許可証」の2（1）施設の種類及び処理能力欄に記載されている施設の種類及び1日当たりの処理能力のことをいいます。

産業廃棄物処分業者の場合

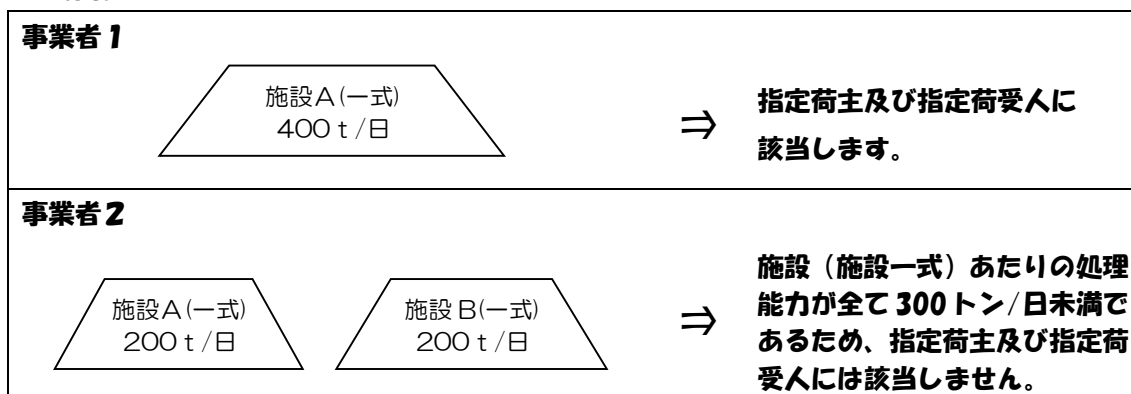
「産業廃棄物処分業許可証」の別記1（2）施設の種類及び能力欄に記載されている施設の種類及び1日当たりの処理能力のことをいいます。

特別管理産業廃棄物処分業者の場合

「特別管理産業廃棄物処分業許可証」の別記1（2）施設の種類及び能力欄に記載されている施設の種類及び1日当たりの処理能力のことをいいます。

なお、処分を行うことができる施設（施設一式）を複数設置する場合、その処理能力の合計が1日当たり300トン以上又は300m³以上であっても、施設（施設一式）あたりの処理能力が全て1日当たり300トン未満及び300m³未満である場合、指定荷主及び指定荷受人には該当しません。

（例）



(3) 報告書記載方法

指定荷主・指定荷受人は、毎年度7月末日までに、前年度の要請実施状況を第35号様式の2により報告してください。

報告書記載方法

第35号様式の2

(表)

貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

郵便番号

住 所

氏 名

①

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（以下「条例」という。）第99条の2第4項の規定により、次のとおり報告します。

事業所の名称	②	
事業所の所在地		
指定荷主又は指定荷受人の要件及び規模	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則第79条の5に定める指定荷主又は指定荷受人の要件	規 模
	<input type="checkbox"/> 第1号の要件に該当する事業者	事業所の敷地面積 m^2
	<input type="checkbox"/> 第2号の要件に該当する事業者	第2号アに定める倉庫の有効面積の合計 m^2
		第2号イに定める倉庫の有効容積の合計 m^3
<input type="checkbox"/> 第3号の要件に該当する事業者	施設（施設一式）の種類（ ） 1日当たりの処理能力（ ）	
連絡先	担 当 部 署 担当者氏名 電 話 番 号 (内線) メールアドレス	

③

備考 指定荷主又は指定荷受人の要件及び規模の欄には、該当する口内にし印を記載し、右欄に規模を記載してください（第3号の要件に該当する事業者にあっては、1日当たりの処理能力が最も大きい施設（施設一式）について、施設（施設一式）の種類及び1日当たりの処理能力を記載してください。）。

- 報告書は、指定荷主及び指定荷受人の要件に該当する事業所ごとに作成してください。
- 毎年度7月末日までに、前年度の実施状況について報告してください。
- 報告時の提出書類は以下の3点です。
 - 「貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告書（表）」
 - 「貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告書（裏）」
 - 「添付書類（要請票の写し等）」
- 報告書の提出部数は、正本1通及びその写し1通の計2通です。
- 提出先は、川崎市環境局環境対策部地域環境共創課（川崎市役所本庁舎20階）です。

- ① 令和3年4月から、押印は不要です。
- ② 指定荷主及び指定荷受人の要件に該当する事業所の名称（工場名、営業所名等まで）を記入してください。
- ③ 該当する指定荷主又は指定荷受人の要件にチェックをいれ、下記にしたがって規模を記入してください。なお、市条例施行規則第79条の5については54ページをご参照ください。

第1号の要件：製造業

事業所の敷地面積を記入してください。

第2号の要件：倉庫業

- a. 有効面積（又は有効容積）の合計は、それぞれ倉庫業法第3条の登録申請を行った営業所が所管する倉庫の有効面積（又は有効容積）の合計を記入してください。なお、有効面積（又は有効容積）は、倉庫業法の登録申請時に記入した倉庫明細書（第1号様式）に記載の面積（又は容積）をいいます。
- b. 第2号アに定める倉庫と第2号イに定める倉庫の両方を所管する事業所は、両方の有効面積（又は有効容積）を記入してください。

第3号の要件：廃棄物処理業

施設（施設一式）の種類及び1日当たりの処理能力は、次のうち、1日当たりの処理能力が最も大きい施設（施設一式）について記入してください。

- a. 一般廃棄物処分業者
 - 「一般廃棄物処分業許可証」の2（1）施設の種類及び処理能力欄に記載されている施設の種類及び1日当たりの処理能力
- b. 産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者
 - 「産業廃棄物処分業許可証」又は「特別管理産業廃棄物処分業許可証」の「別記1（2）施設の種類及び能力」欄に記載されている、施設の種類及び1日当たりの処理能力

(表)

① 出荷、出庫、搬出における要請実績

1 指定荷主における要請の実施状況（条例第99条の2第1項関係）

(1) 指定荷主が委託した貨物運送事業者等への要請の実施状況（第1号）

貨物等の運搬を依頼した件数	④ 件		⑤
環境配慮行動要請票の提供手段ごとの要請件数	1 契約書への記載による要請	件	
	2 契約書以外の書面による要請	件	
	3 電磁的記録による要請	件	
	合計	件	

(2) 貨物等の荷受人への要請の実施状況（第2号）

貨物等の運搬を依頼した件数	⑥ 件		⑦
環境配慮行動要請票の提供手段ごとの要請件数	1 契約書への記載による要請	件	
	2 契約書以外の書面による要請	件	
	3 電磁的記録による要請	件	
	合計	件	

② 入荷、入庫、受入れにおける要請実績

2 指定荷受人における要請の実施状況（条例第99条の2第2項関係）

(1) 指定荷受人が委託した貨物運送事業者等への要請の実施状況（第1号）

貨物等の運搬を依頼した件数	⑧ 件		⑨
環境配慮行動要請票の提供手段ごとの要請件数	1 契約書への記載による要請	件	
	2 契約書以外の書面による要請	件	
	3 電磁的記録による要請	件	
	合計	件	

(2) 貨物等の荷主への要請の実施状況（第2号）

貨物等の運搬を依頼した件数	⑩ 件		⑪
環境配慮行動要請票の提供手段ごとの要請件数	1 契約書への記載による要請	件	
	2 契約書以外の書面による要請	件	
	3 電磁的記録による要請	件	
	合計	件	

3 備考

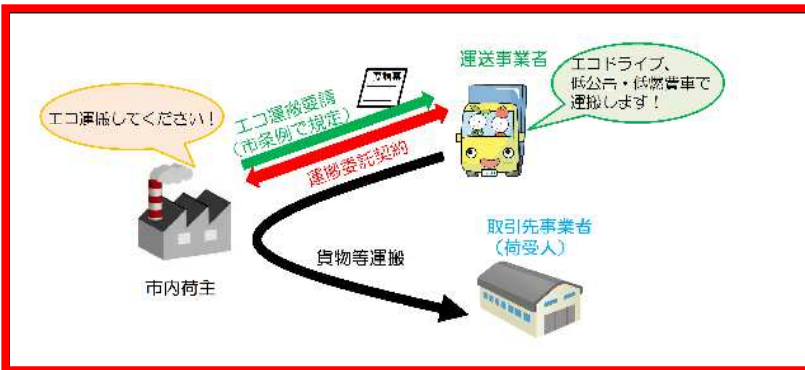
<ul style="list-style-type: none"> ・長期契約案件について、年1回要請についての再確認を要請先に対し行っている。 ・当事業所へ出入りする運搬車両について、ステッカーの貼付状況、車種規制不適合車の有無及び低公害車の使用割合など、要請内容の履行状況の把握を行っている。 	⑫
---	---

備考 環境配慮行動要請票の提供手段ごとに、当該環境配慮行動要請票の写し（電磁的記録による要請の場合には、当該電磁的記録を用紙に出力したもの）を1部添付してください。

⑬

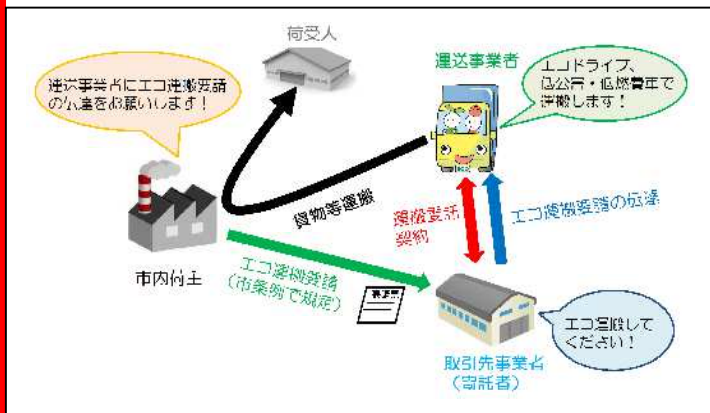
(1) 出荷、出庫、搬出における要請実績

貨物等の運搬を自ら委託した貨物運送事業者が行うケース

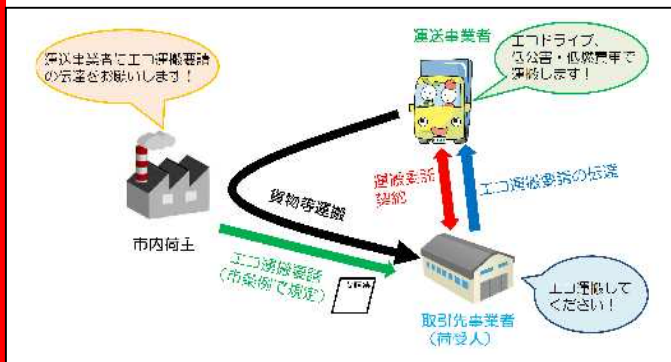


④運搬依頼件数※
⑤要請件数※
を記入します。
④の件数と⑤の合計件
数が一致していること
が、要請義務として、
求められます。

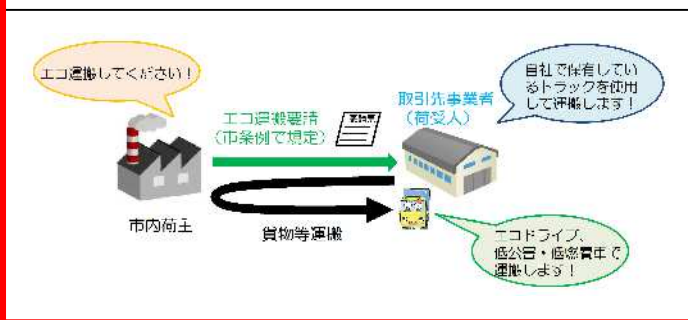
貨物等の運搬を取引先事業者（寄託者）が委託した
貨物運送事業者が行うケース



貨物等の運搬を取引先事業者（荷受人）が委託した
貨物運送事業者が行うケース



貨物等の運搬を取引先事業者が行うケース

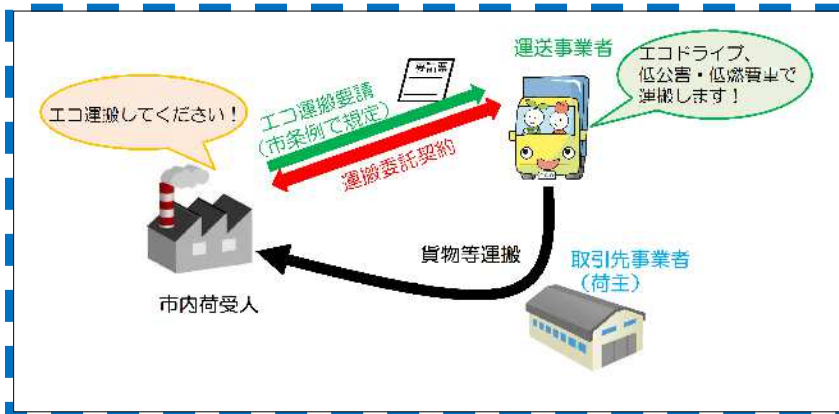


⑥運搬依頼件数※
⑦要請件数※
を記入します。
⑥の件数と⑦の合計件
数が一致していること
が、要請義務として、
求められます。

※ 運搬依頼件数や要請件数の考え方については、42～45 ページをご覧ください

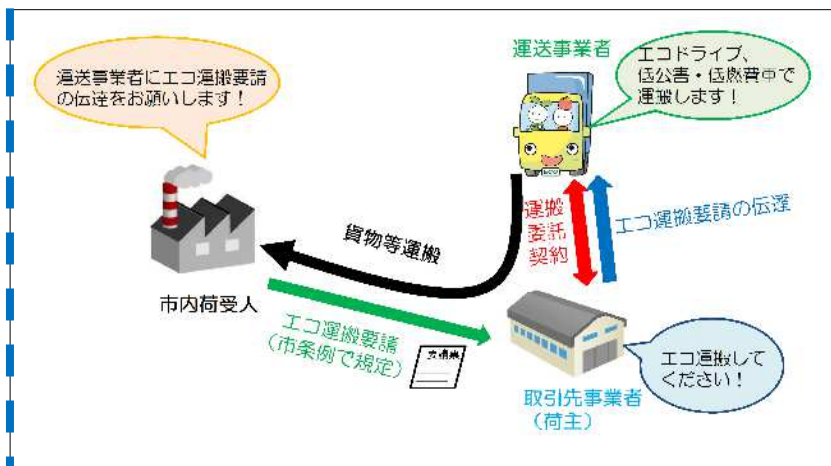
(2) 入荷、入庫、受入れにおける要請実績

貨物等の運搬を自ら委託した貨物運送事業者が行うケース



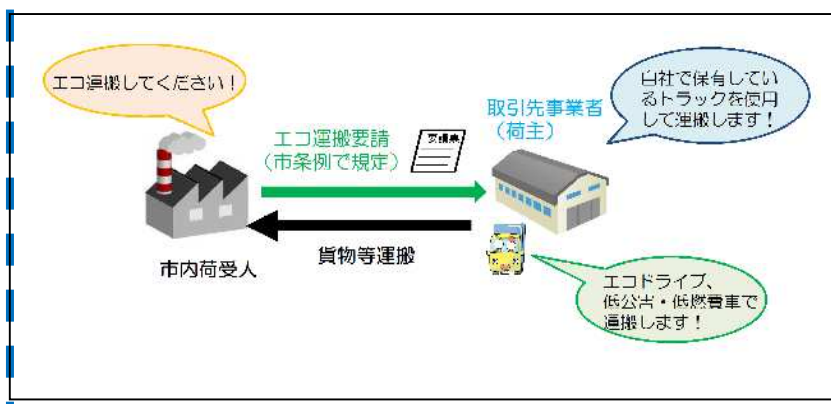
⑧運搬依頼件数※
⑨要請件数※
を記入します。
⑧の件数と⑨の合計
件数が一致している
ことが、要請義務とし
て、求められます。

貨物等の運搬を取引先事業者が委託した貨物運送事業者が行う
ケース



⑩運搬依頼件数※
⑪要請件数※
を記入します。
⑩の件数と⑪の合計
件数が一致している
ことが、要請義務とし
て、求められます。

貨物等の運搬を取引先事業者が行うケース



※ 運搬依頼件数や要請件数の考え方については、42～45 ページをご覧ください

⑤、⑦、⑨、⑪ 環境配慮行動要請票の提供手段ごとの要請件数を記入してください。

1 契約書への記載による要請

契約締結・更新時において、契約書が環境配慮行動要請票を兼ねる方法（環境配慮行動要請票の記載事項を契約書へ記載）を用いて要請した件数を記入してください。

2 契約書以外の書面による要請

環境配慮行動要請票（書面）を用いて要請した件数について、要請先の確認の有無ごとに、それぞれ件数を記入してください。

3 電磁的記録による要請

電子メール等により、環境配慮行動要請票（電磁的記録）を添付して要請した件数について、記入してください。

⑫ エコ運搬制度の推進に寄与する取組であって、条例上の実施義務のない、先進的な取組を行っている場合は、その方法や件数等、取組内容を記入してください。（先進的取組については、詳しくは27ページをご覧ください。）

例：要請についての再確認を行っている場合

要請内容の履行状況の確認を行っている場合

⑬ 記載事項等を確認するため、「契約書への記載による要請」「契約書以外の書面による要請」「電磁的記録による要請」の各手段において用いた環境配慮行動要請票について、代表的なもの1部ずつの写しを添付してください。添付内容詳細は以下のとおりです。

1 「契約書への記載による要請」の場合

契約書の写し（契約者の氏名、契約締結日の記載箇所及び環境配慮行動要請票に関する部分のみで可）

2 「契約書以外の書面による要請」の場合

環境配慮行動要請票の写し

3 「電磁的記録による要請」の場合

電子メール文面及び環境配慮行動要請票を出力したもの。

エコ運搬制度の適切な運用のため、以下のとおり指導をさせていただくことがあります。ご了承ください。

- 要請を実施していなかった場合には「**顛末書**」を提出していただきます。
- 報告期限を守らなかった場合には「**遅延理由書**」を提出していただきます。

件数の数え方

第 35 号様式の 2（裏）に記入する件数の数え方は、以下のとおりです。原則、「貨物等の運搬を依頼した件数」と「環境配慮行動要請票の提供手段ごとの要請件数（合計）」は等しくなります。

◎ 貨物等の運搬を依頼した件数（④、⑥、⑧、⑩）

エコ運搬要請の義務を伴う業務について、件数を数えてください。件数の数え方は、その業務についてのエコ運搬要請方法によって、以下のとおり契約件数か取引社数で数えてください。

<貨物等の運搬を依頼した件数の数え方>

エコ運搬要請方法	件数の数え方
(A)「契約に基づくすべての運搬に対する要請」※を実施した業務	契約件数
(B) (A) 以外の要請を実施した業務	取引社数

※ 契約書への記載による要請、または「契約書以外の書面による要請」ならびに「電磁的記録による要請」のうち契約に基づくすべての運搬に対する要請である旨が明記されているものこと。

貨物等の運搬に係る対象自動車^が自己事業所^に出入りした回数ではありませんのでご注意ください。

複数年度にわたる契約（取引）の場合

複数年契約や自動更新契約の業務については、契約期間終了年度まで毎年度「貨物等の運搬を依頼した件数」に 1 件を計上し、報告してください。

万が一、要請をし忘れた場合

以下のとおり件数を数えて、依頼した件数に計上してください。

- ・要請を実施していない業務のうち、契約書が存在するもの・・・契約件数
- ・要請を実施していない業務のうち、契約書が存在しないもの・・・取引社数



エコ運搬の要請は条例で定められた義務です。
要請は漏れなく行いましょう。

◎ 「環境配慮行動要請票の提供手段ごとの要請件数」の数え方 (⑤、⑦、⑨、⑪)

下記のとおり件数を数えてください。

<「環境配慮行動要請票の提供手段ごとの要請件数」の数え方>

(A) 契約に基づくすべての運搬に対する要請※	契約件数
(B) (A) 以外の要請	取引社数

※ 契約書への記載による要請、または「契約書以外の書面による要請」ならびに「電磁的記録による要請」のうち契約に基づくすべての運搬に対する要請である旨が明記されているものこと。

要請についての再確認を行った場合、再確認回数を「環境配慮行動要請票の提供手段ごとの要請件数」に含めず、先進的取組をした旨を報告書下部備考欄へ記入してください。

複数年度にわたる契約（取引）の場合

複数年契約や自動更新契約の業務に対するエコ運搬要請について、要請の継続判断は下表のとおりです。

次年度以降も要請が継続していると見なされる場合は、継続期間終了年度まで毎年度「環境配慮行動要請票の提供手段ごとの要請件数」に1件を計上して報告してください。

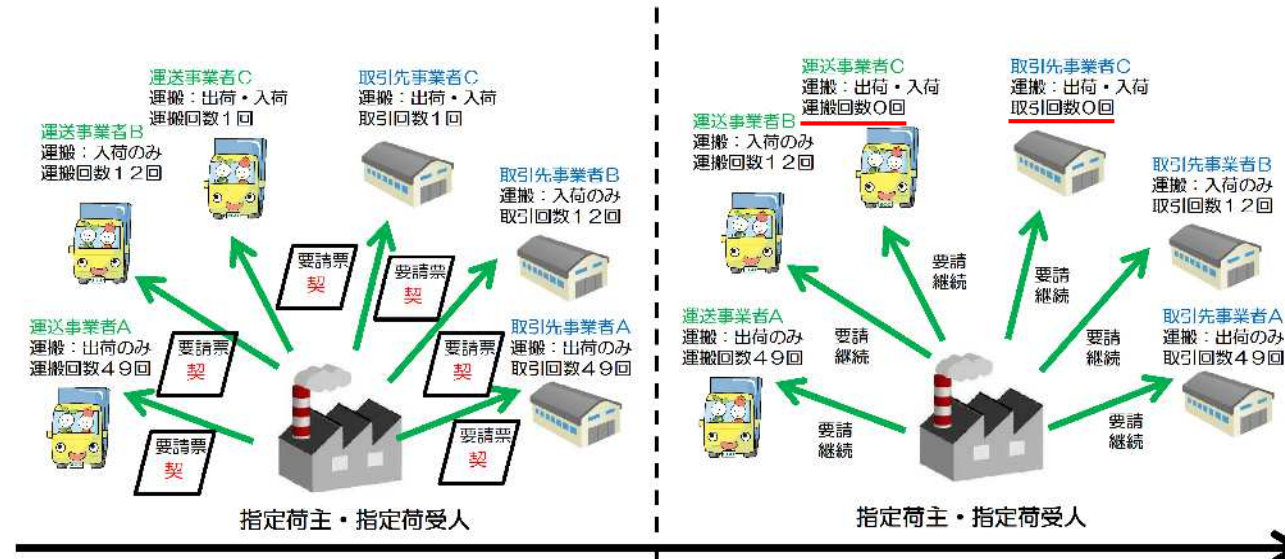
<要請の継続判断に関する考え方>

(A) 契約に基づくすべての運搬に対する要請※	契約が続く限り、要請も継続すると見なします。(ただし、条例の実効性をあげるため、先進的取組として、年1回程度要請についての再確認を行っていただきますようお願いいたします。詳細は27ページをご参照ください。)
(B) (A) 以外の要請	要請実施年度の年度末まで、要請が継続すると見なします。要請は毎年度実施してください。 <u>初年度しか要請を行わなかった場合は、「翌年度以降は要請未実施である」と判断します。</u>

※ 契約書への記載による要請、または「契約書以外の書面による要請」ならびに「電磁的記録による要請」のうち契約に基づくすべての運搬に対する要請である旨が明記されているものこと。

件数の数え方のイメージ

(A) 契約に基づくすべての運搬に対する要請の場合



平成29年度

事業者名	契約継続	運搬業務状況	要請回数	報告書件数							
				1 (1)		1 (2)		2 (1)		2 (2)	
荷主 (出荷)	荷受人 (入荷)	要請状況	運搬回数 (件)	取引回数 (件)	運搬回数 (件)	取引回数 (件)	運搬回数 (件)	取引回数 (件)	運搬回数 (件)	取引回数 (件)	
運送事業者A	○	○	○	1	1						
運送事業者B	○	○	○	1	1						
運送事業者C	○	○	○			1	1				
取引先事業者A	○	○	○					1	1		
取引先事業者B	○	○	○							1	
取引先事業者C	○	○	○							1	
合計				2	2	2	2	2	2	2	

※ 運搬回数または取引回数が1回以上あれば○

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪
報告書に件数を記入 (各番号は報告書記載方法を参照)

運搬回数または取引回数の大小に関わらず、対象ならば1件と計上します (他の欄も同様に計上します)

平成30年度

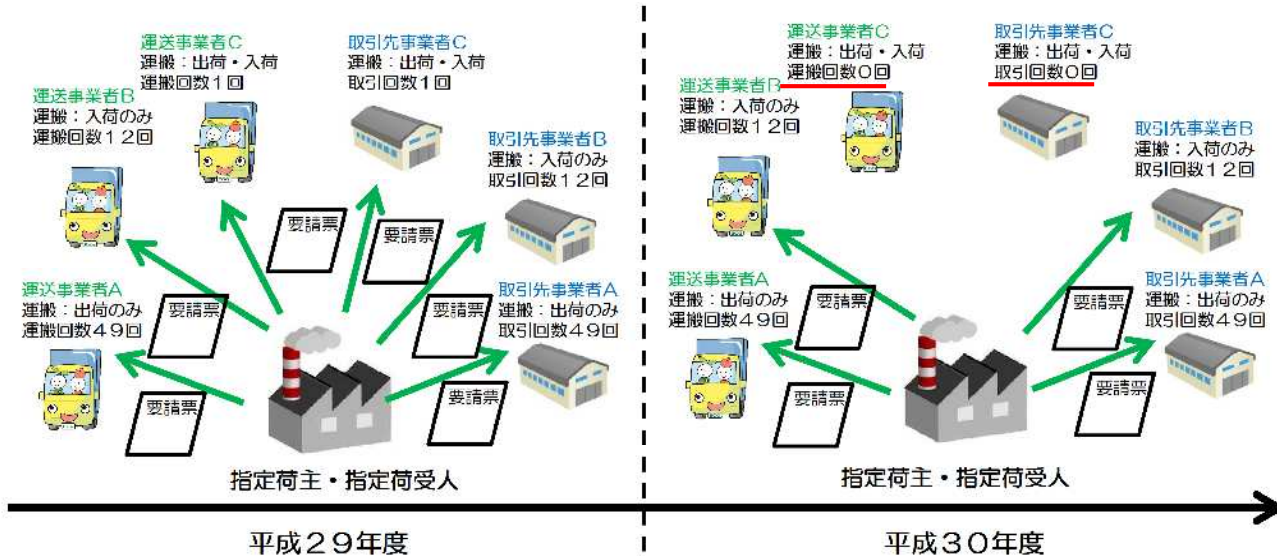
事業者名	契約継続	運搬業務状況	要請回数	報告書件数							
				1 (1)		1 (2)		2 (1)		2 (2)	
荷主 (出荷)	荷受人 (入荷)	要請状況	運搬回数 (件)	取引回数 (件)	運搬回数 (件)	取引回数 (件)	運搬回数 (件)	取引回数 (件)	運搬回数 (件)	取引回数 (件)	
運送事業者A	○	○	○	1	1						
運送事業者B	○	○	○			1	1				
運送事業者C	○	○	○					1	1		
取引先事業者A	○	○	○							1	
取引先事業者B	○	○	○							1	
取引先事業者C	○	○	○							0	
合計				2	2	2	2	2	2	2	

※ 運搬回数または取引回数が1回以上あれば○

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪
報告書に件数を記入 (各番号は報告書記載方法を参照)

(A) 契約に基づくすべての運搬に対する要請の場合、運搬回数または取引回数が0回でも契約が継続している間は1件と計上します

(B) (A) 以外の要請の場合



平成29年度実績

事業者名	契約形態	運搬状況		要請	軽便案件数											
		発着 (出荷)	到着 (入荷)		1 (1)		1 (2)		2 (1)		2 (2)					
					0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
運送事業者A	○	○	○	○	1	1										
取引先事業者A	○			○					1	1						
運送事業者B	○	○	○	○	1	1										
取引先事業者B	○			○					1	1						
運送事業者C	○	○	○	○	1	1										
取引先事業者C	○			○					1	1						
合計		○	○	○	4	4			2	2						

平成30年度実績

事業者名	契約形態	運搬状況		要請	軽便案件数											
		発着 (出荷)	到着 (入荷)		1 (1)		1 (2)		2 (1)		2 (2)					
					0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
運送事業者A	○	○	○	○	1	1										
取引先事業者A	○			○					1	1						
運送事業者B	○	○	○	○	0	0										
取引先事業者B	○			○											1	1
運送事業者C	○	○	○	○	0	0										
取引先事業者C	○			○												
合計		○	○	○	2	2			2	2						

(B) 契約に基づかない要請の場合、運搬回数または取引回数が0回の場合は要請対象外となり、件数として計上しません。

運搬回数または取引回数の大小に関わらず、対象ならば1件と計上します(他の欄も同様に計上します)

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪
報告書に件数を記入
(各番号は報告書記載方法を参照)

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪
報告書に件数を記入
(各番号は報告書記載方法を参照)

7 よくある質問

【要請の対象】

Q エコ運搬要請は運送事業者に対してのみ実施すればよいですか？

A 要請は取引関係にある相手に対して実施する必要があるため、必ずしも運送事業者のみとは限りません。（要請対象については7ページをご覧ください。）

Q 条例の施行前に締結している契約に係る運搬は対象となりますか？

A 条例が施行となる平成22年4月以降に運搬が行われるものは対象となります。契約書への追記や環境配慮行動要請票の提供などにより、エコ運搬の実施を要請してください。

Q 川崎市を通過するのみの運搬も対象となりますか？

A エコ運搬の実施要請の対象は、川崎市内にあり自己の事業所等（事務所、製造工場、物流センター、倉庫、工事現場、作業場所等）が出発地又は到着地となる場合の運搬行為に限定しています。そのため、川崎市内の事業者が運搬を依頼する場合であっても、貨物等の出発地及び到着地がともに川崎市外であり、川崎市内は通過するのみである場合は、市条例における要請の対象とはなりません。

Q バスやタクシー事業者もエコ運搬要請の対象となりますか？

A エコ運搬制度は、事業活動に伴う貨物や廃棄物の運搬の際、環境配慮を要請する制度であるため、バスやタクシーによる旅客の運送は対象ではありません。

Q 単発かつ突発的な取引により、貨物の搬入が明日行われることになりました。この場合、エコ運搬要請は必要ですか？

A 条例上、この場合でも要請していただくこととなります。メールやFAXで要請票を送ること等により要請を行ってください。

Q 宅急便を利用する場合、エコ運搬要請は必要ですか？

A 自己の主たる事業に係る貨物又は廃棄物の運搬のために、定期集荷を依頼している場合、エコ運搬要請は必要となります。

Q 契約を市外の本社等で一括して行っている場合であっても、要請は必要ですか？

A 本社で契約を行っている場合で、自己事業所と本社が密接な関係がある場合は、市外で契約を行っている場合であっても要請の対象となります。

Q 自己事業所に入出入りする運送事業者との運搬契約を、グループ会社が行っています。エコ運搬要請はどのようにすればよいですか？

A 条例上、グループ会社に対してエコ運搬要請を行う必要があります。この場合、要請を受けたグループ会社は運送事業者に対してエコ運搬要請を行うようご協力をお願いします。

なお、グループ会社との連名で運送事業者へエコ運搬要請を実施することでも、条例上の義務を満

たとえと判断します。

【要請の頻度・タイミング】

Q 前年度に要請を行った取引相手に対し、今年度も要請する必要がありますか？

A 今年度も要請する必要があるかどうかは、前年度の要請方法によります。詳しくは 16 ページをご覧ください。

Q 毎年度要請することは「先進的取組」ではないのですか？

A 必ずしもそうとは限りません。要請の頻度と先進的取組の関係については 27 ページをご覧ください。

Q 先進的取組として、毎年度要請を行う必要がありますか？

A 取引先の人事異動等により、取引先が要請されたことを忘れてしまうことも想定されます。要請の効果を維持するため、年 1 回程度再確認文書を取引先に提供することが望ましいです。

Q 要請は、必ず契約締結時に行わなければなりませんか？

A 契約の締結時ではなく、具体的な運搬日時・運搬量等の連絡を行うときに、その運搬に対して個別に要請することでも構いません※。しかし、この方法では要請回数が増えるため、相当な負担が想定されます。（※この場合の「貨物等の運搬を依頼した件数」及び「環境配慮要請票の提供手段ごとの要請件数」の数え方については、地域環境共創課にご相談ください。）

そのため、契約書への記載により要請する方法や、契約に基づくすべての運搬に対する要請である旨を明記した環境配慮行動要請票を提供する方法を推奨しています。

【要請の方法】

Q 要請票は、要請の相手方の受領印が必要ですか？電子メールを利用した送付でもよいですか？

A 条例上、エコ運搬実施の要請を行う際、要請の相手方の受領印の押印は求めておらず、電子メールを利用することも可能です。ただし、その場合は要請の相手方が要請票を受け取ったことを客観的に確認するため、市による要請状況の確認のための立入検査等の際、電子メール等の送付記録や要請受託者の受領確認記録などを確認する場合があります。

そのため、契約書を用いた要請方法（契約締結時以外に要請を行う場合は書面の要請票）により要請し、相手方の受領が確認できる方法を推奨しています。要請票で要請を行う場合の相手方の受領が確認できる方法としては、電話、メール等による連絡を想定しています。

【オンライン手続きかわさきによる報告書の提出・保存】

Q オンライン手続きかわさきとは何ですか？電子メールとは何が違うのですか？

A オンライン手続きかわさきとは、報告書の提出に係る一連の手続きをオンラインで行うことができる仕組みのことです。オンライン化の実現により来庁に係る諸手続きや返送用封筒の準備などといっ

た業務負担の軽減につながるだけでなく、ペーパーレス化に伴う様々なコストの削減にもつながります。電子メールと異なり、事業者ごとにシステムにログインし、システム内で市側とやり取りを行うことができます。詳しい操作方法等については、別紙「(事業者向け) オンライン手続きかわさきマニュアル」もご覧下さい。

Q オンライン手続きかわさきで報告書を提出した場合、要請書面の保存はどのようにすればいいですか？

A オンライン手続きかわさきにより提出した各種データを電磁的記録により保管し、いつでも閲覧可能な状態にしておいてください(用紙に出力して保存する必要はありません。)

【指定荷主・指定荷受人への該当】

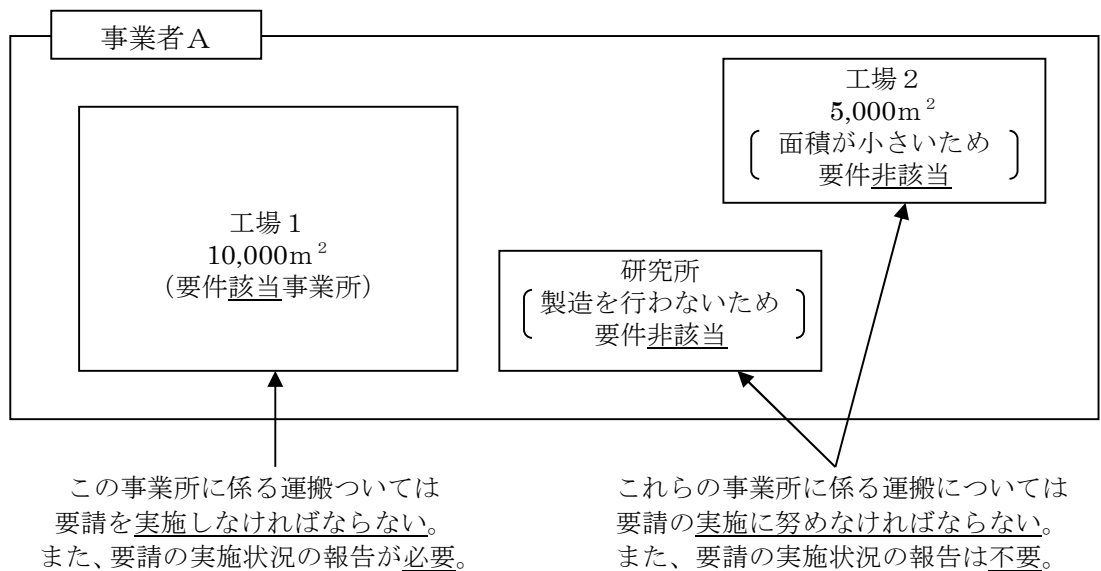
Q 市内に工場が3箇所あります。3工場をまとめて1つの事業所とみなすのですか、それとも別々の事業所とみなすのですか？

A 敷地の利用が一体的である場合、または、組織・作業工程等から判断して密接な関連を持っている場合は、まとめて1つの事業所とみなします。

Q 指定荷主及び指定荷受人の要件に該当する事業所と該当しない事業所の両方を市内に設置していますが、全ての事業所の運搬について要請し、報告しなければならないのですか？

A 指定荷主及び指定荷受人の要件に該当しない事業所に係る運搬については、要請の努力義務はありますが、要請実施状況の報告の対象ではありません。

例：製造業者の場合



Q 倉庫の管理運営を自社ではなく関連会社が行っています。要請や報告はどちらが行えばよいですか？

A 倉庫業法の届出に記載されている事業者が行ってください。

Q 指定荷主及び指定荷受人として、製造業、倉庫業、廃棄物処理業の3業種を選んだ理由は何ですか？

A 市内物流量の多くを占める業種として選択しています。「東京都市圏物流流動調査」や「自動車輸送統計年報」をもとに物流量を把握しました。

【その他】

Q 要請を受けた運送事業者は、車両の買替え等が必要となるのですか？

A 運搬の際、運送事業者等が所有する車両の中から低公害・低燃費車を優先的に配車することを求めるものであり、運送事業者等に対して新たな低公害・低燃費車の導入を求めるものではありません。

Q 荷主及び荷受人から要請しても運送事業者が要請項目を実施しなかった場合、荷主及び荷受人は責任を求められるのですか？

A 要請の相手方がエコ運搬を実施しなかった際、荷主及び荷受人は条例上の責任を負うものではありません。また、運送事業者におけるエコ運搬の実施状況について、荷主及び荷受人が履行状況の確認を行うことも義務ではありません。ただし、要請した荷主及び荷受人が履行確認等を行うことにより、エコ運搬の一層の推進が期待できますので、自主的な取組としての実施をご検討ください。

Q 環境配慮行動要請票を取引相手に提供し、確認の連絡をするようお願いしましたが、相手から連絡がなされませんでした。この場合、要請したことにはならないのでしょうか？

A その場合も要請したことになります。報告書の要請件数に計上し、報告してください。

Q 要請先にエコ運搬制度概要を説明したいです。適当な資料はありますか？

A 制度概要を記したパンフレットがあります。必要な方は地域環境共創課までご連絡ください。なお、エコ運搬ホームページ（<http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000085528.html>）に、このパンフレットの電子データをアップロードしていますので、適宜ご活用ください。

Q エコ運搬の実施について要請されたら、どうすればよいのでしょうか？

A 要請されたとおり、貨物等を運搬する際にはエコ運搬の実施をお願いします。なお、この運搬を運送事業者への委託により行う場合は、要請された内容を運送事業者へお伝えくださいますようお願いいたします。

Q 事業所の規模が縮小して指定荷主・指定荷受人の要件に該当しなくなりました。エコ運搬の実績報告はいつまで行えばよいのでしょうか？

A 指定荷主・指定荷受人に該当しなくなった年度分の実績まで報告書を提出してください。報告書には、年度開始から指定荷主・指定荷受人に該当しなくなった日までの要請実績を記入してください。

その他ご不明点がございましたら、川崎市環境局地域環境共創課（044-200-2531）までお問い合わせください。



8 様式等

○貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告書（表）

第35号様式の2

（表）

貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告書

年 月 日

（宛先）川崎市長

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（以下「条例」という。）第99条の2第4項の規定により、次のとおり報告します。

事業所の名称		
事業所の所在地		
指定荷主又は指定荷受人の要件及び規模	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則第79条の5に定める指定荷主又は指定荷受人の要件	規 模
	<input type="checkbox"/> 第1号の要件に該当する事業者	事業所の敷地面積 m^2
	<input type="checkbox"/> 第2号の要件に該当する事業者	第2号アに定める倉庫の有効面積の合計 m^2 第2号イに定める倉庫の有効容積の合計 m^3
<input type="checkbox"/> 第3号の要件に該当する事業者	施設（施設一式）の種類（ ） 1日当たりの処理能力（ ）	
連絡先	担 当 部 署 担当者氏名 電 話 番 号 (内線) メールアドレス	

備考 指定荷主又は指定荷受人の要件及び規模の欄には、該当する□内にレ印を記載し、右欄に規模を記載してください（第3号の要件に該当する事業者にあつては、1日当たりの処理能力が最も大きい施設（施設一式）について、施設（施設一式）の種類及び1日当たりの処理能力を記載してください。）。

○貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告書（裏）

（裏）

1 指定荷主における要請の実施状況（条例第99条の2第1項関係）

(1) 指定荷主が委託した貨物運送事業者等への要請の実施状況（第1号）

貨物等の運搬を依頼した件数	件	
環境配慮行動要請票の提供手段ごとの要請件数	1 契約書への記載による要請	件
	2 契約書以外の書面による要請	件
	3 電磁的記録による要請	件
	合計	件

(2) 貨物等の荷受人への要請の実施状況（第2号）

貨物等の運搬を依頼した件数	件	
環境配慮行動要請票の提供手段ごとの要請件数	1 契約書への記載による要請	件
	2 契約書以外の書面による要請	件
	3 電磁的記録による要請	件
	合計	件

2 指定荷受人における要請の実施状況（条例第99条の2第2項関係）

(1) 指定荷受人が委託した貨物運送事業者等への要請の実施状況（第1号）

貨物等の運搬を依頼した件数	件	
環境配慮行動要請票の提供手段ごとの要請件数	1 契約書への記載による要請	件
	2 契約書以外の書面による要請	件
	3 電磁的記録による要請	件
	合計	件

(2) 貨物等の荷主への要請の実施状況（第2号）

貨物等の運搬を依頼した件数	件	
環境配慮行動要請票の提供手段ごとの要請件数	1 契約書への記載による要請	件
	2 契約書以外の書面による要請	件
	3 電磁的記録による要請	件
	合計	件

3 備考

--

備考 環境配慮行動要請票の提供手段ごとに、当該環境配慮行動要請票の写し（電磁的記録による要請の場合には、当該電磁的記録を用紙に出力したものを）を1部添付してください。

○「かわさきエコドライブ宣言」(22 ページ参照) 登録用紙

登録用紙は、市のホームページからダウンロードすることもできます。

<https://www.city.kawasaki.jp/300/cmsfiles/contents/0000097/97571/ecodra.pdf>

送付連絡先 30kyoso@city.kawasaki.jp	
「かわさきエコドライブ宣言」 登録用紙 年 月 日	
かわさきエコドライブ宣言登録の有無	<input type="checkbox"/> 新規宣言登録 <input type="checkbox"/> 宣言登録済み <small>※既にエコドライブ宣言登録済みの方で、ステッカー等の追加送付を希望する方は、「宣言登録済み」にチェックを入れてください。その場合、登録証の再発行は致しません。</small>
宣言する方の所属(該当にチェック)	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 事業者・関係団体
個人の場合	ふりがな氏名(必須) (事務局で記入します) 宣言登録ナンバー
	住所(必須) 〒
	連絡先 TEL(必須) FAX E-mail
事業者・関係団体の場合	会社名・団体名(必須) (支店名も含む)
	上記の代表者(必須)
	所在地(必須) 〒
	連絡先 TEL(必須) FAX E-mail
	担当者(必須) 部署名 氏名
	業種 <input type="checkbox"/> 運送業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> NPO団体 <input type="checkbox"/> その他()
	市ホームページへの貴事業所・団体名の記載 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
かわさきエコドライブ宣言の趣旨に賛同し、下記項目のエコドライブを実践します。	
項 目	項 目
①自分の燃費を把握しよう	⑥ムダなアイドリングはやめよう
②ふんわりアクセル「eスタート」	⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転	⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備
④減速時は早めにアクセルを離そう	⑨不要な荷物はおろそう
⑤エアコンの使用は適切に	⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう
	⑪その他()
(送付希望枚数)	
ステッカー・トラック用 縦 100mm × 横 300mm (枚)	
ステッカー・乗用車用 縦 60mm × 横 180mm (枚)	
エコドライブリーフレット(枚)	

環境局地域環境共創課 Tel:044-200-2531 Fax:044-200-3921

個人情報データは、事務局からの連絡等に使用し、目的外使用はいたしません。

9 エコ運搬制度に係る条例・施行規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則
<p>(荷主及び荷受人の責務)</p> <p>第99条 荷主及び荷受人は、自らの責任と相互の協力により、自動車から発生する排出ガス及び騒音を低減するため、計画的な運行に努めなければならない。</p> <p>2 荷主は、自己の主たる事業に係る貨物又は廃棄物(以下「貨物等」という。)を市内の自己の事業所その他の場所(以下「事業所等」という。)から次に掲げる者に運搬させようとするときは、その者に対し、環境への配慮のため必要な事項として規則で定める項目(以下「環境配慮行動項目」という。)の実施を要請する旨を記録した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)(以下「環境配慮行動要請票」という。)を提供し、当該環境配慮行動項目の実施の要請に努めなければならない。ただし、運搬に規則で定める自動車(以下「対象自動車」という。)が使用されないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 荷主が委託した貨物運送事業者等(規則で定める事業者等をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 当該貨物等の荷受人(当該荷受人が委託した貨物運送事業者等に運搬させる場合を含む。)</p> <p>3 荷受人は、貨物等を市内の自己の事業所等に次に掲げる者に運搬させようとするときは、その者に対し、環境配慮行動要請票を提供し、環境配慮行動項目の実施の要請に努めなければならない。ただし、運搬に対象自動車を使用されないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 荷受人が委託した貨物運送事業者等</p> <p>(2) 当該貨物等の荷主(当該荷主が委託した貨物運送事業者等に運搬させる場合を含む。)</p>	<p>(環境配慮行動項目)</p> <p>第79条の2 条例第99条第2項に規定する規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。</p> <p>(1) エコドライブ(自動車による公害の防止及び環境への負荷の低減のための自動車の適正な運転及び整備をいう。以下同じ。)及び貨物等の運搬に係る自動車へのエコドライブを行う旨の表示を行うこと。</p> <p>(2) 車種規制不適合車(対象自動車であって、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第12条第1項に規定する窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しないもの(同法第13条第1項(同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定により当該窒素酸化物排出基準及び当該粒子状物質排出基準が適用されないものその他市長が別に定めるものを除く。)をいう。)を使用しないこと。</p> <p>(3) 低公害車を積極的に使用すること。</p> <p>(4) その他市長が必要と認める項目</p> <p>(対象自動車)</p> <p>第79条の3 条例第99条第2項ただし書に規定する規則で定める自動車は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令(平成4年政令第365号)第4条第1号、第2号又は第6号(貨物等の運送の用に供するものに限る。)に掲げる自動車とする。</p> <p>(貨物運送事業者等)</p> <p>第79条の4 条例第99条第2項第1号に規定する規則で定める事業者等は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業又は同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業を営業者</p> <p>(2) 貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)第2条第6項に規定する貨物利用運送事業を営業者</p> <p>(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者、同法第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者又は同法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者</p>

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則
<p>(指定荷主及び指定荷受人の責務)</p> <p>第99条の2 前条第2項の規定にかかわらず、貨物等の運搬に係る自動車から発生する排出ガスによる環境への影響が比較的大きいものとして規則で定める要件に該当する荷主（以下「指定荷主」という。）は、貨物等を市内の自己の事業所等から次に掲げる者に運搬させようとするときは、その者に対し、環境配慮行動要請票を提供し、環境配慮行動項目の実施を要請しなければならない。ただし、運搬に対象自動車を使用されないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 指定荷主が委託した貨物運送事業者等 (2) 当該貨物等の荷受人（当該荷受人が委託した貨物運送事業者等に運搬させる場合を含む。）</p> <p>2 前条第3項の規定にかかわらず、貨物等の運搬に係る自動車から発生する排出ガスによる環境への影響が比較的大きいものとして規則で定める要件に該当する荷受人（以下「指定荷受人」という。）は、貨物等を市内の自己の事業所等に次に掲げる者に運搬させようとするときは、その者に対し、環境配慮行動要請票を提供し、環境配慮行動項目の実施を要請しなければならない。ただし、運搬に対象自動車を使用されないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 指定荷受人が委託した貨物運送事業者等 (2) 当該貨物等の荷主（当該荷主が委託した貨物運送事業者等に運搬させる場合を含む。）</p> <p>3 指定荷主及び指定荷受人は、第1項又は前項の規定による提供に係る環境配慮行動要請票（書面の場合は、その写し）を、規則で定める期間、保存しなければならない。</p> <p>4 指定荷主及び指定荷受人は、第1項又は第2項の規定による要請の実施状況について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。</p> <p>5 前項の規定は、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例（平成21年川崎市条例第52号）第11条第1項の規定により、第1項又は第2項の規定による要請の実施状況の報告を行った指定荷主又は指定荷受人については、適用しない。</p> <p>(指定荷主及び指定荷受人への勧告等)</p> <p>第99条の3 市長は、指定荷主又は指定荷受人が、正当な理由がなく前条第1項若しくは第2項の規定による提供をせず、若しくは要請をせず、同条第3項の規定による保存をせず、又は同条第4項の規定</p>	<p>(指定荷主及び指定荷受人の要件)</p> <p>第79条の5 条例第99条の2第1項及び第2項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>(1) 敷地面積が10,000平方メートル以上の事業所（日本標準産業分類に定める製造業を行う事業所に限る。）を市内に設置する事業者であること。</p> <p>(2) 倉庫業法（昭和31年法律第121号）第3条の規定により登録を受けた者のうち、次に掲げるいずれかの事業所を市内に設置する事業者であること。</p> <p>ア 倉庫業法施行規則（昭和31年運輸省令第59号）第3条第1号から第5号まで又は第7号（貯蔵槽により保管するものを除く。）に掲げる倉庫を所管し、それらの有効面積（同規則第1条第2項に規定する有効面積をいう。）の合計が30,000平方メートル以上である事業所</p> <p>イ 倉庫業法施行規則第3条第6号、第7号（貯蔵槽により保管するものに限る。）又は第8号に掲げる倉庫を所管し、それらの有効容積（同規則第1条第2項に規定する有効容積をいう。）の合計が30,000立方メートル以上である事業所</p> <p>(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項、第14条第6項又は第14条の4第6項の許可を受けた者のうち、1日当たり300トン以上又は300立方メートル以上の廃棄物の処分を行うことができる施設（処分の方法ごとの処理工程において、複数の施設を一体的に用いることにより当該処分を行う場合にあっては、それらの施設から構成される施設一式）を市内に設置する事業者であること。</p> <p>(環境配慮行動要請票の保存期間等)</p> <p>第79条の6 条例第99条の2第3項に規定する規則で定める期間は、同条第1項又は第2項の規定による要請をした日から起算して3年間とする。</p> <p>2 条例第99条の2第4項の規定による報告は、毎年度7月末日までに、前年度の実施状況について、貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告書（第35号様式の2）により行うものとする。</p> <p>(公表)</p> <p>第79条の7 条例第99条の3第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所又は事業所の所在地並びに法人にあっては、その代</p>

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則
<p>による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、当該勧告を受けた者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。</p> <p>3 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、第1項の規定による勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えるものとする。</p>	<p>表者の氏名</p> <p>(2) 違反の事実</p> <p>(3) 勧告の内容</p> <p>(4) その他市長が必要と認める事項</p>

環境に配慮した運搬制度（エコ運搬制度） 取組実施の手引き
令和8年4月（第5.3版）

【発行】 川崎市
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地

【編集】 環境局環境対策部地域環境共創課
電 話 044-200-2531
FAX 044-200-3921



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市